

第2次日進市男女平等推進プラン

日進市

（平成28年3月 改定）

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	3
5 計画の基本目標と体系	4

第2章 重点推進施策

1 重点推進施策	7
----------------	---

第3章 計画の基本目標と施策の方向

1 数値目標	13
2 施策内容	18

基本目標Ⅰ

男女がお互いの人権を尊重し合う男女平等な社会に向けた意識・環境づくり	18
1 人権を尊重する意識を高める	19
2 男女平等を推進するための教育・学習を充実する	22
3 男女平等の視点に立ち制度・慣行を見直す	26
4 性別による権利侵害等の理解を深め、予防対策を強化する	28
5 DV防止対策と被害者支援を充実する	30

基本目標Ⅱ

男女がともに社会活動や意思決定に参画できる環境づくり	32
1 政策・方針決定の場における男女平等を推進する	33
2 地域活動の場における男女平等を推進する	35

基本目標Ⅲ

男女が多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり	38
1 男女が職業生活においてともに活躍できる環境を整備する	39
2 子育て・介護の環境を整備する	44
3 女性の生涯にわたる健康づくりを支援する	50
4 さまざまな困難を抱えている人を支援する	53
5 防災・復興分野での男女共同参画を促進する	55

基本目標Ⅳ

計画を推進する体制づくり	56
1 関係団体との連携を強化する	56
2 庁内の体制強化・意識改革を図る	58

資料編

1 男女平等をめぐる社会動向（年表）	61
2 市民意識調査の結果（平成 26 年度調査より抜粋）	64

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画見直しの趣旨

本市では、すべての人が性別に関わりなく、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる分野でいきいきと活躍できる男女平等な社会の実現を目指しています。

こうした社会の実現に向け、2011年（平成23年）に策定した「第2次日進市男女平等推進プラン」に基づき、それまでと同様にさまざまな施策に取り組んできました。2015年（平成27年）が計画期間の中間年となることから、今までの施策の評価・見直しを行い、その間変化した社会情勢に適応し、課題へのアプローチをより有効なものにするために、「第2次日進市男女平等推進プラン（中間見直し版）」を策定しました。

中間見直しにあたり、第2次プランを構成する「基本理念」「基本目標」「施策の方向」「施策内容」の4つの体系のうち、第2次プランの根幹となる8つの基本理念及び4つの基本目標については引き続き踏襲するものとし、施策の方向と施策内容及び数値目標について、国や県の新たな計画の策定等も踏まえながら評価・見直しを行いました。

第2次日進市男女平等推進プラン（中間見直し）の主な内容

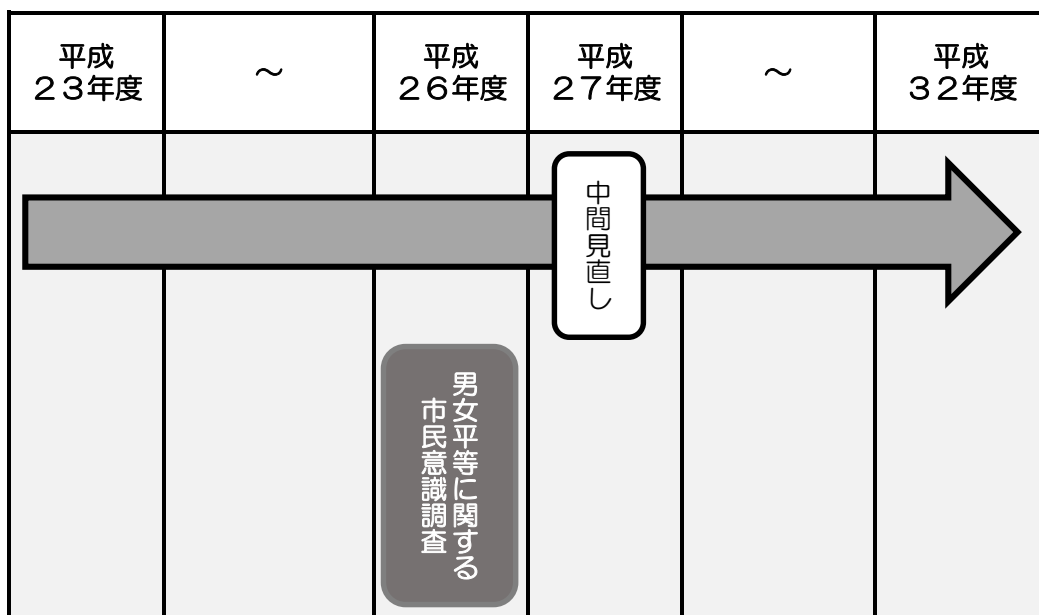
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に基づく、市町村基本計画としての位置づけ。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく、市町村推進計画としての位置づけ。
- 防災・復興分野における男女共同参画の視点の追加。

2 計画の位置づけ

本プランは『第5次日進市総合計画』における、基本目標「6市民自治力と行政経営力の向上」を実現するための主な施策の一つである、男女平等を推進する計画として位置づけられます。

3 計画の期間

本プランの計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間となりますが、中間年となる平成27年度に見直しを行いました。



4 計画の基本理念

本プランでは、「日進市男女平等推進条例」に掲げる8つの基本理念を踏襲しています。

「8つの基本理念（日進市男女平等推進条例第3条）」

- （１）男女の人権の尊重
- （２）施策や方針の立案及び決定への参画
- （３）社会における制度や慣行への配慮
- （４）家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮
- （５）男女平等を基本とした教育への配慮
- （６）国際社会との協調
- （７）性と生殖に関する健康と権利の尊重
- （８）男女間の暴力の根絶

5 計画の基本目標と体系

1 計画の基本目標

8つの基本理念を実現するために、本プランでは4つの基本目標を掲げて施策を立案し、推進していきます。

【4つの基本目標】

- I 男女がお互いの人権を尊重し合う男女平等な社会に向けた意識・環境づくり
- II 男女がともに社会活動や意思決定に参画できる環境づくり
- III 男女が多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり
- IV 計画を推進する体制づくり

2 計画の体系

基本理念 (日進市男女平等推進条例 第3条)	基本目標	施策の方向	施策内容
【8つの基本理念】 (1) 男女の人権の尊重 (2) 施策や方針の立案及び決定への参画 (3) 社会における制度や慣行への配慮 (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮 (5) 男女平等を基本とした教育への配慮 (6) 国際社会との協調 (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 (8) 男女間の暴力の根絶	I 男女がお互いの人権を尊重し合う男女平等な社会に向けた意識・環境づくり (18 頁)	1 人権を尊重する意識を高める (19 頁)	①人権を尊重する意識の啓発 (19 頁) ②人権相談の充実 (20 頁) ③人権教育の充実 (20 頁) ④多様な性の理解促進 (20 頁) ⑤国際的な視点の取り組み (21 頁)
		2 男女平等を推進するための教育・学習を充実する (22 頁)	①男女平等意識の啓発 (22 頁) ②学校等における男女平等教育の促進 (23 頁) ③性知識に関する教育・啓発 (25 頁)
		3 男女平等の視点に立ち制度・慣行を見直す (26 頁)	①男女平等の自治体づくり (26 頁) ②制度・慣行の見直し (27 頁)
		4 性別による権利侵害等の理解を深め、予防対策を強化する (28 頁)	①性の尊重に関する啓発 (28 頁) ②性犯罪、各種ハラスメント等の防止対策の充実 (29 頁)
		5 DV防止対策と被害者支援を充実する (30 頁)	①DV防止に向けた意識啓発 (30 頁) ②相談体制の充実 (31 頁) ③被害者支援の充実 (31 頁)
	II 男女がともに社会活動や意思決定に参画できる環境づくり (32 頁)	1 政策・方針決定の場における男女平等を推進する (33 頁)	①審議会等への女性の登用の推進 (33 頁) ②管理職・主任等への女性の進出促進 (33 頁) ③市民参加の拡充 (34 頁)
		2 地域活動の場における男女平等を推進する (35 頁)	①地域活動における男女平等の促進 (35 頁) ②ボランティア活動・市民活動団体等への参画機会の促進 (36 頁) ③男女平等を推進するグループ・学習者の活動環境の充実 (37 頁)
	III 男女が多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり (38 頁)	1 男女が職業生活においてともに活躍できる環境を整備する (39 頁)	①女性の就労機会の拡大の促進 (39 頁) ②職場における男女平等の推進と意識啓発 (41 頁) ③ワーク・ライフ・バランス実現のための企業への働きかけ (42 頁) ④育児・介護休業制度の利用促進 (43 頁)
		2 子育て・介護の環境を整備する (44 頁)	①男女がともに家事・子育て・介護に参画するための支援 (44 頁) ②子育て支援の充実 (45 頁) ③高齢者福祉・介護サービスの充実 (48 頁) ④障害福祉サービスの充実 (49 頁)
		3 女性の生涯にわたる健康づくりを支援する (50 頁)	①妊娠・出産・育児期における健康支援 (50 頁) ②生涯を健康に過ごすための支援 (51 頁)
		4 さまざまな困難を抱えている人を支援する (53 頁)	①ひとり親家庭への支援 (53 頁) ②就職支援の充実 (54 頁) ③生活保護相談及び支援の充実 (54 頁)
		5 防災・復興分野での男女共同参画を促進する (55 頁)	①防災・復興分野における男女共同参画の推進 (55 頁) ②男女共同参画の視点に立った災害時の対応 (55 頁)
	IV 計画を推進する体制づくり (56 頁)	1 関係団体との連携を強化する (56 頁)	①市民・関係団体との連携の強化 (56 頁) ②活動場所の整備 (57 頁)
		2 庁内の体制強化・意識改革を図る (58 頁)	①推進体制の充実 (58 頁) ②推進状況の確認と市民意識調査の実施 (59 頁)

※ は重点推進施策

第2章 重点推進施策

第2章 重点推進施策

1 重点推進施策

本プランにおける、さまざまな施策の取り組みを一層充実させるために、重点推進施策を掲げています。

本プランの推進にあたっては、引き続き次の4つの施策に重点を置き取り組んでいきます。

＜重点推進施策＞

- ① 「学校等における男女平等教育の促進」
(体系Ⅰ - 2 - ②)
- ② 「ドメスティック・バイオレンス（DV）防止対策と被害者支援を充実する」
(体系Ⅰ - 5 - ①～③)
- ③ 「審議会等への女性の登用の推進」
(体系Ⅱ - 1 - ①)
- ④ 「男女がともに家事・子育て・介護に参画するための支援」
(体系Ⅲ - 2 - ①)

重点推進施策①

学校等における男女平等教育の促進

背景

すべての人が性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を発揮し、お互いを認めあい、助け合っていくためには、私たちの意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識などが課題となってきます。本市が平成26年度に実施した男女平等に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）でも、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との回答が国の調査を上回っています。こうした意識や考え方が次の世代にも形成されていくことは、今後の男女平等な社会の実現のためには大きな課題となります。

施策の方向性

こうした背景から、子ども達が常に男女平等な環境の中で学び・育つことを目的として、学校や保育園における慣習の見直しや教職員等の指導者への男女平等に関する学習機会を充実させていきます。また、性別にとらわれず、多様な生き方を認め合い、個性を尊重する意識を養うため、男女平等をテーマとした学習機会を創出するとともに、毎年男女平等推進モデル校を指定し、教員や児童・生徒の男女平等意識の向上を図ります。

施策目標

本重点推進施策に該当する数値目標は以下のとおりです。

目標項目	中間値 (26年度)	目標 (32年度)
男女平等推進モデル校（全13校）の指定（平成14年度から）	（2巡目） 6校目	全小中学校で 実施
学校教育における平等感（学校教育の場で「平等」と答えた人の割合）	58.5%	70%

目標のねらい

小中学校における男女平等に関する学習機会の充実を図るため、男女平等推進モデル校の指定を継続的に実施します。また、市民意識調査によって平等感を把握し、今後の施策検討等の参考にしていきます。

重点推進施策②

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止対策と被害者支援を充実する

背景

性別に関わらず、人権は誰もが尊重されなければなりません。しかし、現実には夫婦やパートナー間での身体的・精神的・性的な暴力（ドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」という。））が行われているケースがあります。DV（デートDV※を含む）は生命にも係わる重大な人権侵害であり、根絶を目指して対策する必要があります。

施策の方向性

こうした背景から、本プランの中間見直しにおいて、「DV防止法」に基づく市町村基本計画としての新たな位置づけを持たせ、これまで以上に意識啓発を図るとともに、相談体制や被害者支援の充実に努めていきます。

施策目標

本重点推進施策に該当する数値目標は以下のとおりです。

目標項目	中間値 (26年度)	目標 (32年度)
DV防止等に関する啓発件数（累計）	6件	35件
DVに関する相談件数	年146件	年200件
DV防止等に関する市職員研修を受講した割合（累計）	26.1%	70%

目標のねらい

市民への意識啓発を充実させるとともに、市職員の理解向上を図るため研修を継続的に実施します。また、市民意識調査では、DV被害の経験がある人のうち、6割以上が「相談するほどのことでもないと思った」と回答していることから、早期・気軽に相談できる体制づくりに努めます。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

パートナーなどの親密な関係にある者の間で起こる暴力のことで、結婚などで生活を共有し、制度上や社会的慣習でもカップルとみなされている関係のなかで起こる暴力のこと。

※デートDV

年齢を問わず婚姻関係のない交際中のカップル間の支配と暴力のこと。その被害者の多くが、思春期や青年期の若者であることが、近年の調査や被害の実態から明らかになり問題となっている。

重点推進施策③

審議会等への女性の登用の推進

背景

我が国では、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からも極めて重要なものとして、「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」という目標が掲げられています。

平成27年8月には「女性活躍推進法」が施行され、社会のあらゆる分野における女性の参画拡大の推進が必要な状況となっています。

施策の方向性

こうした背景から、本プランの中間見直しにおいて、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画としての新たな位置づけを持たせ、本市の審議会や委員会等において、女性の参画を推進するとともに、男女が偏りなく就くことを働きかけていきます。

施策目標

本重点推進施策に該当する数値目標は以下のとおりです。

目標項目	中間値 (26年度)	目標 (32年度)
審議会等への女性登用率	31.5%	35%

目標のねらい

国が掲げる「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」という目標を参考とし、政策・方針決定の場においての女性登用について、さらなる向上に努めます。

重点推進施策④

男女がともに家事・子育て・介護に参画するための支援

背景

家事・子育て・介護は従来から女性の役割としてとらえられがちでした。市民意識調査でも、家庭での役割分担において「食事の支度、掃除・洗濯、家計の管理、乳幼児の世話」など「重要事項の方針決定」以外は女性の割合が非常に高くなっています。この背景には、これまで男性の家事・子育て・介護への参画が必ずしも十分ではなかったことなどによる、女性の負担増が影響していることが考えられます。また、このことが結果として女性の活躍推進の課題となることが懸念されます。

施策の方向性

こうした背景から、家事・子育て・介護に関する情報提供を通して、男女平等意識の啓発に努めるとともに、子育てや介護に関する講座等を実施するなど、男女がともに仕事と生活の両立を図っていくための支援を行います。

施策目標

本重点推進施策に該当する数値目標は以下のとおりです。

目標項目	中間値 (26 年度)	目標 (32 年度)
主な介護者の男性割合（配偶者及び子）	27.7%	35%
男性向け子育て講座開催件数	年 104 件	年 110 件
男性向け介護講座開催件数	年 185 件	年 190 件

目標のねらい

主に男性が子育てや介護について理解することで、男女がともに協力して、仕事と生活の両立を図れるよう支援に努めます。

第3章 計画の基本目標と施策の方向

第3章 計画の基本目標と施策の方向

1 数値目標

基本目標Ⅰ

男女がお互いの人権を尊重し合う男女平等な社会に向けた意識・環境づくり

目標項目		基準値 (平成 21 年)	中間値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)
男女平等や人権に関するチラシや情報誌等の配布による啓発件数		計 102,000 部 ※1	年 16 件	年 20 件
男女平等や人権に関する講座やイベント等の開催件数		年 1,646 人 ※2	年 15 件	年 20 件
感染症対策に関する啓発リーフレットの配布及び講習会の実施件数		年 25 件	年 25 件	年 35 件
男女平等推進モデル校（全 13 校）の指定（平成 14 年度から）		8 校	（2 巡目） 6 校目	全小中学校で実施
学校教育における平等感（学校教育の場で「平等」と答えた人の割合）		56.8%	58.5%	70% ※3
男女平等推進に関する講座参加者の理解度		—	—	100%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の考え方について、「どちらかと言えば反対」「反対」と答えた人の割合		30.7%	31.7%	50% ※3
DV防止等に関する啓発件数（累計）		3 件 ※4	6 件	35 件
DVに関する相談件数		—	年 146 件	年 200 件
取り組み 市役所としての	男女平等に関する市職員研修を受講した割合（累計）	—	27.4%	100%
	市職員会議における女性職員の割合	—	36.6%	40%
	DV防止等に関する市職員研修を受講した割合（累計）	—	26.1%	70%

- ※1 「人権だより」の配布数及び男女平等推進情報誌「はーもにっしん」の発行部数として把握（中間値より啓発件数に変更）
 ※2 講座やイベント等の参加者数として把握（中間値より開催件数に変更）
 ※3 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府：平成 24 年度実施）参考
 ※4 DV、セクシュアルハラスメント等に関する事業の実施件数、広報記事掲載数及びリーフレット配布数として把握

基本目標Ⅱ

男女がともに社会活動や意思決定に参画できる環境づくり

目標項目		基準値 (平成21年)	中間値 (平成26年)	目標値 (平成32年)
地域活動における平等感（地域活動の場で「平等」と答えた人の割合）		32.5%	36%	55% ※1
地域の各種団体等における女性代表の割合 ※2		—	5.4%	10%
審議会等への女性登用率		25.3%	31.5%	35%
小中学校における女性教員の管理部門（校長・教頭）への登用率		35.9% ※3	15.4%	20% ※4
小中学校における女性教員の主幹教諭、教務・校務主任への登用率		35.9% ※3	17.2%	30% ※4
取り組み 市役所としての	市一般職員の主査・係長・課長補佐のうち女性の占める割合	31.5% ※5	33.3%	45%
	市一般職員の管理職（主幹・課長・次長・部長級）のうち女性の占める割合	31.5% ※5	11.7%	15%

※1 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府：平成24年度実施）参考

※2 区長、自治会長及びPTA代表等を含む

※3 学校等における女性教員の管理職部門（学年主任・教務主任・校務主任・教頭・校長）への登用率として把握（中間値より校長・教頭及び主幹教諭、教務・校務主任に分割）

※4 第4次男女共同参画基本計画（内閣府）

※5 市職員の管理職等（主査・係長・課長補佐・主幹・課長・次長・部長級）のうち女性の占める割合として把握（中間値より主査から課長補佐及び主幹以上に分割）

基本目標Ⅲ

男女が多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり

目標項目		基準値 (平成21年)	中間値 (平成26年)	目標値 (平成32年)
職場における平等感 (職場で「平等」と答えた人の割合)		13.7%	17.3%	30% ※1
ファミリーサポートセンター※の援助 会員率		52.6%	39.1%	50% ※2
各種ボランティア養成講座受講者延べ 人数		年 52 人	年 269 人	年 300 人 ※3
保育園定員数 ※4		4 人 ※5	1,701 人	2,216 人 ※2
つどいの場※開設数(累計)		2 施設 ※6	—	50 力所 ※3
主な介護者の男性割合(配偶者及び子)		—	27.7%	35%
男性向け子育て講座開催件数		—	年 104 件	年 110 件
男性向け介護講座開催件数		—	年 185 件	年 190 件
特定健康診査受診率		41.4%	42.7%	60% ※7
女性特有のがん検診(乳がん・子宮がん)の受診率		乳がん 32.0% 子宮がん 26.0%	乳がん 36.5% 子宮がん 44.7%	ともに 50% ※8
自立支援教育訓練給付金受給者数		年 8 人	年 1 人	年 6 人
児童扶養手当受給者の内全部支給者の割合		—	47.4%	35%
自主防災組織における女性防災リーダーの育成率		—	—	100%
市役所としての取り組み	年間360時間以上時間外勤務を行う市職員を半減させる (一般職員)	—	年 25 人	年 12 人 ※9
	市職員の女性採用の比率 (5年平均)	—	(H22~H26) 38.1%	(H27~H32) 40%
	市男性職員の育児休業取得率	28.6% ※10	0%	13% ※11
	妻の出産に伴う市男性職員の休暇取得率	28.6% ※10	62.5%	100%

- ※1 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府：平成 24 年度実施）参考
- ※2 日進市子ども・子育て支援事業計画（平成 31 年度目標数値）
- ※3 にっしん幸せまちづくりプラン（平成 31 年度目標数値）
- ※4 公立及び民間の認可保育所を含む
- ※5 保育園待機児童数として把握（中間値より保育園定員数に変更）
- ※6 ぷらっとホーム施設数として把握（中間値より「つどいの場」開設数に変更）
- ※7 第 2 期日進市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成 29 年度目標数値）
- ※8 第 2 次いきいき健康プランにっしん 21（平成 35 年度目標数値）
- ※9 次世代育成支援対策推進法に係る日進市特定事業主行動計画（平成 31 年度目標数値）
- ※10 市男性職員の育児休業等取得（出産に伴う休暇等含）率として把握（中間値より
育児休業と出産に伴う休暇取得に分割）
- ※11 第 4 次男女共同参画基本計画（内閣府）

※ファミリーサポートセンター

急な残業や子どもの病気などの変動的・突発的な保育需要に対応するため、児童預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者が会員となって、育児に関する相互援助活動を行う組織のこと。

※つどいの場

年齢、性別に関わらず参加でき、市民同士の身近なつながりが生まれる地域福祉活動の小さな拠点。
「ぷらっとホーム」「ほっとカフェ」などを含む。

基本目標Ⅳ

計画を推進する体制づくり

目標項目		基準値 (平成 21 年)	中間値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)
地域の各種団体等における女性代表の割合（再掲）※1		—	5.4%	10%
男女平等推進イベントにおける参加団体割合		—	21.9%	30%
の市役所として の取り組み	男女平等推進に関する庁内会議を経験した市職員の割合（累計）	20 人 ※2	30.5%	60%
	男女平等に関する市職員研修を受講した割合（再掲）	—	27.4%	100%

※1 区長、自治会長及びPTA会長等を含む

※2 経験職員数として把握（中間値より経験割合に変更）

2 施策内容

基本目標Ⅰ

男女がお互いの人権を尊重し合う男女平等な社会に向けた意識・環境づくり

基本目標Ⅰは日進市男女平等推進条例第3条の以下の基本理念に基づき構成されています。

- (1) 男女の人権の尊重
- (3) 社会における制度や慣行への配慮
- (5) 男女平等を基本とした教育への配慮
- (6) 国際社会との協調
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8) 男女間の暴力の根絶

人々の価値観や生活が多様化し、女性の社会進出や男性の育児参加も多々見受けられるようになりました。しかし、市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が依然として国の調査を上回る結果となっています。このような「男らしさ」「女らしさ」など男性や女性のイメージを固定化する意識や慣習、制度が、一人ひとりの多様な生き方の選択の障害となっている可能性もあります。

男女平等な社会の実現には、女性も男性も全ての個人が互いにその人権を尊重し、性別に関わることなくその個性と能力が十分に発揮できる社会環境の整備が必要です。

意識改革が本目標の根幹であることから、人権・男女平等に関する啓発や相談・教育を通して、市民の人権尊重意識や男女平等意識を高めることを目指します。特に、これらの意識や考え方は幼いころから養われていくことから、幼少期からの人権教育・男女平等教育に力を注ぎます。

また、近年、社会的関心が高まっている性的指向※や性同一性障害といった多様な性の理解についても推進するほか、重大な人権侵害で大きな問題となっているDVに対しての基本計画の位置づけを持たせ、DV防止対策の強化を図ります。

※性的指向

恋愛や性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもので、具体的には、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

施策の方向

基本目標Ⅰ－１ 人権を尊重する意識を高める

性別に関わらず全ての個人が互いの人権を尊重する意識を高めるため、人権に関する市民の学習機会を充実させていきます。

人権教育を推進し、基本的人権の尊重と両性の本質的な平等について、一層の意識の啓発を図るとともに、性的指向や性同一性障害といった多様な性についても、市民の理解を深める取り組みを進めます。

また、開発途上国における男女平等、国際社会における日本の男女平等の位置などの学習機会を充実し、国際的な視野のもと男女平等を推進できるよう市民に対して情報提供し、理解を深めます。

施策内容

施策① 人権を尊重する意識の啓発

施策内容	担当課
人権に関する講演会・講座等の開催 人権に関する講演会や講座等を継続的に実施し、市民が人権について考えることができる機会を創出します。	市民協働課 生活安全課
人権尊重に関する啓発活動の充実 - 人権擁護委員と協力し、「人権だより」の発行及び配布や各小中学校への人権啓発訪問、イベント等での人権啓発活動を行います。 - 人権に関する資料・情報を継続的に収集し、図書館や男女平等推進情報コーナー※及び人権に関するイベント等を利用して情報発信を行います。 - 自殺予防など新たな社会問題に対する理解を促すため、人権擁護に関する啓発活動を行います。	市民協働課 生活安全課 地域福祉課 図書館

※男女平等推進情報コーナー

本市の市民活動団体等の活動支援や交流の拠点施設となる「にぎわい交流館」２階にあるコーナーで、男女平等に関する図書の閲覧・貸し出しのほか、関連情報の提供を行っている。

施策② 人権相談の充実

施策内容	担当課
人権尊重の視点に立った相談の実施 人権尊重及び性の尊重や暴力防止の視点に立って、定期的に相談を実施します。	生活安全課

施策③ 人権教育の充実

施策内容	担当課
学校教育・幼児教育における人権教育の推進 道徳教育及び特別活動のほか、保育指針の研修の実施などにおいて人権尊重を視点に入れた学校教育・幼児教育を推進します。	こども課 学校教育課
人権教育に関する研修の充実 - 教職員や保育士に対して人権意識を高める研修を実施します。 - 区長など地域リーダーを担う人に対し、人権に関する講演会や講座等への参加を促し、人権教育・人権意識の啓発に努めます。	生活安全課 こども課 学校教育課

施策④ 多様な性の理解促進

施策内容	担当課
性的指向や性同一性障害についての啓発の充実 性的指向や性同一性障害など、性の多様性に関する理解を促すため、広報等を活用した情報提供に努めます。	市民協働課 生活安全課 学校教育課
性的指向や性同一性障害についての相談の実施 性的指向や性同一性障害に関する相談のほか、相談窓口の周知に努めます。	市民協働課 生活安全課 子育て支援課 学校教育課

施策⑤ 国際的な視点の取り組み

施策内容	担当課
国際化への対応 ■ 開発途上国における男女平等や国際社会における日本の男女平等の位置など、市民の国際社会の理解を深めるための講座等を開催するとともに、情報の提供を行います。 ■ 在住外国人への相談窓口を充実し、困りごとなどの相談を受け付けます。	市民協働課 生涯学習課
国際協力団体との連携 ■ 国際的に活動している団体と連携し、外国人市民の生活支援や男女平等に関する講座等の開催及び情報の収集を行います。	市民協働課

施策の方向

基本目標Ⅰ-2 男女平等を推進するための教育・学習を充実する

男女平等を考える機会を充実するため、講演会や講座の開催、広報等による情報提供などさまざまな機会を通じて、男女平等意識の啓発に努めます。

子どもの頃から性別にとらわれず、多様な生き方を認め合い、個性を尊重する意識を養うため、男女平等をテーマとした学習機会を創出するとともに、毎年男女平等推進モデル校を指定し、小中学校での男女平等教育を推進します。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※の視点から、性と生殖に関する健康と権利の啓発のほか、性に関する適切な教育や情報提供を行います。

施策内容

施策① 男女平等意識の啓発

施策内容	担当課
広報紙等を利用した啓発 ■ 広報やホームページに男女平等に関する情報を掲載し、啓発に努めます。 ■ 男女平等推進情報誌を発行し、全戸配布します。 ■ 図書館や男女平等推進情報コーナーにて、男女平等に関する図書やDVD等を収集し、貸出資料として情報提供します。また、「男女共同参画週間」にあわせ、パネルや図書の展示を行います。 ■ 国、県、近郊自治体等の男女平等に関する講座等の開催情報や情報誌、資料を収集し、男女平等推進情報コーナー等で情報提供します。	秘書広報課 市民協働課 図書館

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立に関わる包括的な考え方で、女性の全生涯にわたる健康において、単に病気がない、あるいは病的状態にないということではなく、そのプロセスが身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す。

施策内容	担当課
講演会・イベント・講座等の開催 ■ 市民活動団体、大学等と連携し、男女平等に係わる講演会やイベント、講座等を定期的を開催します。 ■ 講演会や講座の開催にあたっては、参加型の講座を増やすなど内容の充実を図るとともに、参加しやすい日時の設定等、男女平等の視点を持った運営を行います。 ■ 市民が男女平等を考えるきっかけづくりとして、男女平等をテーマとしたコンテスト等を行います。	市民協働課 生涯学習課 各課

施策② 学校等における男女平等教育の促進（重点推進施策）

施策内容	担当課
性別にとらわれない多様な生き方を学ぶための教育の促進 ■ 学校や保育園等において、性別にとらわれない多様な生き方を学んだり、考えたりする機会を充実し、一人ひとりの個性を尊重した教育を推進していきます。	こども課 学校教育課
学校、保育園における慣行の見直し ■ 教材、呼称、進路指導、色分け、グループ分け等で、性別による不必要な区別等がされていないか確認し、見直しを進めます。	こども課 学校教育課
男女混合名簿の推進 ■ 全ての小中学校における継続的な取り組みを推進します。	学校教育課

施策内容	担当課
男女平等推進モデル指定校制度の普及と取り組み成果の発信 ■ 男女平等推進モデル校を毎年指定し、小中学校での男女平等意識の向上を図るとともに、研究集録を作成し、情報の提供に努めます。	市民協働課 学校教育課
教職員・保育士等への学習・研修の充実 ■ 教職員・保育士等に対して、男女平等に関する自らの「気づき」を促すために、研修などの機会を充実します。	市民協働課 こども課 学校教育課
学生を対象にした人権・男女平等教育の実施 ■ 高校や大学において、男女平等を学習できる機会を取り込んだ授業が実施できるように働きかけを行います。また、学生の男女平等への関心を高める機会を創出するため、大学と協働しながら、講座等を実施します。	市民協働課
保護者に対する男女平等教育の働きかけ ■ 授業参観や懇談会の開催については、誰もが参加しやすい日時に設定するとともに、保護者に対する男女平等意識啓発のための研修会や講演会等を実施します。 ■ 書類の保護者欄等については、父母の区別をしない形式を継続して使用します。	こども課 学校教育課
就園前の乳幼児の保護者に対する啓発 ■ 保健センターや子育て支援センターに子育て啓発冊子や男女平等推進情報誌を設置し、乳幼児の保護者に対する男女平等意識の啓発を行います。	市民協働課 健康課 子育て支援課

施策③ 性知識に関する教育・啓発

施策内容	担当課
性に関する学習機会の提供 ■ 性に関する講演会の実施やリーフレットの配布等を行い、啓発に努めます。 ■ 学校教育の場で、各年代に応じた適切な性教育を実施します。 ■ ヒト免疫不全ウイルス（HIV）、性感染症（STD）の予防について、情報収集と啓発に努めます。	市民協働課 健康課 学校教育課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発 ■ 広報やリーフレットの配布等を通して、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供・啓発を行います。	市民協働課 健康課

施策の方向

基本目標Ⅰ-3 男女平等の視点に立ち制度・慣行を見直す

すべての人が性別にとらわれず、自分らしい生き方を実現するためには、社会の制度や慣行などを男女平等の視点で変革していく必要があります。このような制度・慣行の見直しを推進するため、自治体が率先して、男女平等に配慮した表現の徹底や職場での固定的な役割分担の見直しなどに取り組んでいきます。

また、市民が生活する上で関わりの深い企業、団体、地域、家庭等における制度・慣行等を男女平等の視点から見直すことが特に求められているため、継続的に働きかけを行っていきます。

施策内容

施策① 男女平等の自治体づくり

施策内容	担当課
印刷物等の男女平等に配慮した表現の徹底 ■ 各種パンフレットやポスター、広報等の印刷物を作成する際、「にっしんの表現指針※」に基づく内容やデザイン等、男女平等に配慮した表現を徹底します。	市民協働課 各課
夫婦別姓への対応 ■ 婚姻した職員に対して、旧姓の利用を認めた「日進市職員旧姓使用取扱要綱」の個別説明を行い、周知を図ります。	人事課
男女平等の職場づくり ■ 市職員を対象とした男女平等推進に関する研修を実施します。 ■ 性別による役割分担が行われることのないよう周知を図ります。	人事課 市民協働課 各課

※にっしんの表現指針

日進市が作成する刊行物（ポスター、チラシ、リーフレット、パンフレット、冊子等）の表現が、男女平等の視点に立った適切な表現となるよう定めたガイドラインのこと。

施策② 制度・慣行の見直し

施策内容	担当課
企業や大学、団体等への働きかけ ■ 企業や団体等に対し、「にっしんの表現指針」に基づき、男女平等に配慮した表現やデザイン等を推進するように働きかけます。 ■ P T Aや家庭教育推進委員会及び自治組織等地域の各種団体等に対して、慣行にとらわれず、男女平等の視点で運営・活動するように働きかけます。	市民協働課 学校教育課 生涯学習課 各課
大会や競技会等における固定的な男女の役割分担の見直し ■ 学校や地域、スポーツ等のイベントや催しの際、性別による役割分担が行われないように関係団体に働きかけます。	学校教育課 生涯学習課 各課
家庭・職場・地域内の慣行に対する調査 ■ 男女平等に関する市民意識調査を定期的を実施するとともに、団体等にヒアリングを行い、調査結果を次期プラン等に反映します。	市民協働課
メディア・リテラシー※の育成 ■ メディア・リテラシーの育成のため、講座や研修を開催します。	市民協働課 各課

※メディア・リテラシー

「メディアの情報を主体的に読み解く能力」「メディアにアクセスし活用する能力」「メディアを通じコミュニケーションする能力」の３つを構成要素とする複合的な能力のこと。

施策の方向

基本目標Ⅰ-4 性別による権利侵害等の理解を深め、予防対策を強化する

現在においても、セクシュアル・ハラスメント※やマタニティ・ハラスメント※等各種ハラスメントや性犯罪など、性別等に起因する暴力は完全に根絶されていません。性別等による権利侵害や暴力の根絶に向け、予防対策としての情報提供や啓発をはじめ、被害者に対する支援体制の充実を目指します。

施策内容

施策① 性の尊重に関する啓発

施策内容	担当課
性の商品化等の有害な環境の防止 ■ ホームページ等で「にっしんの表現指針」を紹介し、性の商品化や性差別に留意した広告物作成についての働きかけを行います。 ■ 県などが開催する性の商品化防止に関するセミナーの紹介や啓発を行います。 ■ 青少年問題協議会を開催し、関係機関との情報の共有化を図ります。 ■ 関係機関と連携し、人身売買、買売春、出会い系サイトの被害を防止するための啓発を行います。	市民協働課 生涯学習課 各課

※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的言動（いやがらせ）を行い、相手を不快な思いにさせることをいう。例えば、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれる。

※マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を機に解雇・雇い止めをされたり、職場で精神的・肉体的に苦痛を受けたりすること。

施策② 性犯罪、各種ハラスメント等の防止対策の充実

施策内容	担当課
各種ハラスメント対策の充実 リーフレットや県などが主催するセミナーのチラシの配布等を行うとともに、市職員に対する防止講座、相談等を実施します。また、企業に対しても各種ハラスメント等の防止に対する啓発を行います。	人事課 市民協働課 産業振興課
性犯罪防止の取り組み - 防犯教室などで、防犯に関する指導や、護身術の実技指導を行います。 - 地域ボランティア等による防犯活動を支援し、啓発活動等による性犯罪防止にも取り組みます。 - 避難所における性犯罪防止のための良好な環境を確保します。	危機管理課 生活安全課
児童虐待防止対策の充実 - 児童虐待に関する相談を実施します。 - 関係各課、関係機関と連携してネットワーク会議を開催し、児童虐待防止に努めます。	健康課 子育て支援課 学校教育課
高齢者及び障害者虐待防止対策の充実 高齢者及び障害者の虐待防止に関するネットワーク会議を開催するとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携し、虐待防止に努めます。	地域福祉課

施策の方向

基本目標Ⅰ-5 DV防止対策と被害者支援を充実する

この基本目標Ⅰにかかる施策の方向「5. DV防止対策と被害者支援を充実する」は「DV防止法（平成13年法律第31号）」第2条の3第3項に基づく「日進市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とみなします。

配偶者等からの暴力（DV）やデートDVの被害は、引き続き深刻な社会問題となっています。

DV防止・予防対策として、これまで以上に意識啓発を図るとともに、相談体制や被害者支援の充実に努めるなど、暴力の根絶に向けた取り組みを進めます。

施策内容

施策① DV防止に向けた意識啓発（重点推進施策）

施策内容	担当課
講座や職員研修の実施 ■ DV（デートDVを含む）防止等に関する講座や講演会などを実施し、地域でのDV被害者の支援者を養成するとともに、人権・性の尊重について考える機会を創出します。 ■ 市のDV防止担当職員が県で開催される研修や会議等へ参加し、情報収集を行います。	市民協働課 各課
情報提供と情報収集 ■ DV防止に関するリーフレットや図書、資料等を収集し、男女平等推進情報コーナーのほか、男女平等に関するイベントや講座開催時に配布するなど、情報提供を行います。 ■ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、広報等で啓発するとともに、パネル展示を行います。	市民協働課 健康課 子育て支援課

施策② 相談体制の充実（重点推進施策）

施策内容	担当課
相談窓口の周知 ■ 女性相談員による定期相談や随時相談を実施します。 ■ 広報や情報誌等で女性相談窓口等の周知を行うとともに、県や配偶者暴力相談支援センター等の窓口の紹介を行います。	市民協働課 生活安全課 地域福祉課 子育て支援課

施策③ 被害者支援の充実（重点推進施策）

施策内容	担当課
被害者情報の保護 ■ 関係機関と協力し、DV 被害者に対する身体の安全確保に努めます。 ■ DV 被害者に関する情報の保護・管理を適切に行います。	市民課 子育て支援課 各課
関係機関との連携 ■ DV 被害者支援の体制を整えるため、DV 防止関係各課のネットワークを充実します。	市民協働課
被害者の生活支援 ■ DV 被害者に対し関係機関と協力して、関連する制度の紹介（生活保護制度、児童扶養手当等）や就業等の自立のための支援を行います。 ■ DV 被害者の子どもに対する就学等に配慮します。 ■ DV 被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入居を実施します。	子育て支援課 学校教育課

基本目標Ⅱ

男女がともに社会活動や意思決定に参画できる環境づくり

基本目標Ⅱは日進市男女平等推進条例第3条の以下の基本理念に基づき構成されています。

(2) 施策や方針の立案及び決定への参画

この基本目標Ⅱ及びⅢについては「女性活躍推進法（平成27年法律第64号）」第6条第2項に基づく「日進市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とみなします。

国の計画では、2020年までに「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」という目標が掲げられているなか、政治・経済・社会などのあらゆる分野での女性の参画拡大や職業生活における活躍の推進を目指す女性活躍推進法も平成27年8月に施行されました。

本市においても、こうした政策・方針決定の場においての女性の参画拡大を目指し、審議会や委員会等のほか管理職等への女性の積極的な登用を推進するとともに、企業、団体等に対しても女性の管理、監督者層への登用を働きかけていきます。

また、地域活動の場においても、性別に関わらず適材適所に基づいて、意思決定の場への参画が進むよう働きかけるとともに、さまざまなライフスタイルを持つ市民においても、協力して地域づくりに取り組むことができる環境づくりを進めます。

施策の方向

基本目標Ⅱ－1 政策・方針決定の場における男女平等を推進する

本市の審議会や委員会等、市政に関する重要な方針決定の場における女性の参画を進め、市民のニーズに的確に応えることができる仕組みを整えます。

また、企業、団体、PTA等社会のあらゆる分野で、責任ある地位に男女が偏りなく就くことを働きかけ、女性の社会参画を推進します。

施策内容

施策① 審議会等への女性の登用の推進（重点推進施策）

施策内容	担当課
審議会等への女性委員の積極的な登用 審議会や委員会等において、積極的に女性を登用するほか、片方の性に偏らない委員の登用に努めます。	市民協働課 各課
人材情報の収集と提供 審議会や委員会等の女性委員の情報を取りまとめ、委員を選任する際の参考として関係課に提供することで、女性委員の登用を促します。	市民協働課

施策② 管理職・主任等への女性の進出促進

施策内容	担当課
女性職員の管理職等への登用の推進 性別にとらわれることなく、管理・監督者としての能力を有する職員を昇任するとともに、管理・監督者向けの研修を実施します。	人事課
女性教員の管理職・主任への登用の働きかけ 学校においても、性別にとらわれることなく、管理・監督者としての能力を有する教員を管理職（校長・教頭）や主任等（主幹教諭、教務・校務主任）へ登用するように働きかけます。	学校教育課

施策内容	担当課
企業・団体・PTA 等に対する重要ポストへの女性の登用の働きかけ ■ 企業・団体等においても、性別にとらわれることなく役員や管理者へ登用するよう、働きかけを行います。 ■ PTA や地域等においても、性別にとらわれることなく重要ポストへ登用するよう、働きかけを行います。	市民協働課 産業振興課 学校教育課 生涯学習課 各課

施策③ 市民参加の拡充

施策内容	担当課
市民の意見を反映する機会の充実 ■ 市民公募やパブリックコメント等の市民参加手続を工夫し、市民の意見を反映する機会を充実します。 ■ 市民参加に関する職員研修を充実します。	企画政策課 人事課 市民協働課 各課
審議会等の開催日及び時間の検討 ■ 審議会や委員会等の開催日時、公募方法を工夫し、市民が参加しやすい開催方法を検討するように努めます。	各課

施策の方向

基本目標Ⅱ－２ 地域活動の場における男女平等を推進する

地域活動や市民活動の場においても、すべての人が性別に関わらず能力を発揮できる環境づくりを促進します。

また、パートタイムやフルタイム労働者のほか定年退職者など、多様なライフスタイルを持つ市民が、地域活動や市民活動の場により多く参加できるような環境づくりに努めるとともに、その活動の充実を支援していきます。

施策内容

施策① 地域活動における男女平等の促進

施策内容	担当課
地域活動における性別による固定的な役割分担の見直しの働きかけ ■ 自主防災、自主防犯、自治組織など地域における市民活動の場で、性別に関わらず、意思決定の場への参画や責任ある地位に就くことができるよう、各団体に働きかけを行います。 ■ 男女平等をテーマとした生涯学習出前講座等を必要に応じて実施し、地域活動の場における男女平等についての理解を深めます。	危機管理課 市民協働課 生活安全課 各課
地域活動におけるさまざまな市民の参加の促進 ■ 多様なライフスタイルを持つ市民が、少しでも多く地域のイベントなどに参加できるよう、開催日時、募集方法などを工夫するほか、各団体に働きかけを行います。	各課

施策② ボランティア活動・市民活動団体等への参画機会の促進

施策内容	担当課
ボランティアグループ・市民活動団体等の活動環境の整備 ■ 社会福祉協議会と連携して、ボランティアグループに対して会議室や設備の貸し出しを行います。 ■ 市民活動団体等に対して、にぎわい交流館の会議室や印刷機等の貸し出しを行います。	市民協働課 地域福祉課
ボランティアグループ、市民活動団体等の活動に関する啓発・育成 ■ 社会福祉協議会等と連携して、ボランティア養成講座などを行い、ボランティアの育成に努めます。 ■ 各種講座を行い、市民活動団体等の支援に努めます。 ■ 市民活動団体等に対して、提案事業の募集や補助金を交付し、活動を支援します。 ■ 情報誌やホームページ等でボランティアグループ、市民活動団体等の紹介、活動についての情報発信を行い、市民の参画を促します。	市民協働課 地域福祉課
企業へのボランティア休暇制度の導入の働きかけ ■ 関係機関と協力して、企業に対してボランティア休暇制度を導入するように広報活動を行います。	産業振興課

施策③ 男女平等を推進するグループ・学習者の活動環境の充実

施策内容	担当課
市との連携による事業の実施 ■ 男女平等を推進する市民活動団体等と連携して、男女平等に関するイベントや講座等を開催します。	市民協働課
情報の収集と提供 ■ 男女平等推進情報コーナーにおいて、男女平等に関する情報提供を行います。	市民協働課

基本目標Ⅲ

男女が多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり

基本目標Ⅲは日進市男女平等推進条例第3条の以下の基本理念に基づき構成されています。

(4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮

(7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

この基本目標Ⅲ及びⅡについては「女性活躍推進法（平成27年法律第64号）」第6条第2項に基づく「日進市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とみなします。

ライフスタイルが多様化し、個性と能力を発揮して充実した生活を送る人が増える一方で、周囲の環境や意識など、さまざまな困難な状況に置かれている人に対する環境の整備が課題となっています。

女性活躍推進法の施行によって、社会全体でも女性の参画拡大について本格的な取り組みが始まりますが、本市においても、男女がともに活躍できる就労環境づくりに努めます。さらに、仕事・家庭・地域活動等を両立するために、男女がともに子育て・介護に参画するための環境づくりや、子育て・介護サービスの充実など、ワーク・ライフ・バランス※の実現に向けた取り組みを進めます。

また、ライフステージによって、さまざまな健康上の課題に直面する場面の多い女性の健康づくりの支援のほか、ひとり親家庭などさまざまな困難を抱えている人への就職・生活支援も行っていきます。

さらには、過去の大震災等でも課題となった防災・復興分野における男女共同参画も推進していきます。

※ワーク・ライフ・バランス

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭・地域・自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活が送れる状態のこと。

施策の方向

基本目標Ⅲ－１ 男女が職業生活においてともに活躍できる環境を整備する

「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性活躍推進法」等の法整備なども進められていますが、いまだ、男女平等とはいえない部分もあるのが現状です。市民意識調査でも職場における男女の地位について、約７割が「男性優遇」と回答しています。こうしたことから、職業意識の向上や職業能力の開発など女性の就労機会を確保するための支援を実施するとともに、企業等での男女平等の就業機会・就労環境を充実するための働きかけを行います。

また、労働時間短縮や育児介護休暇取得等の働きかけを行うことで、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

施策内容

施策① 女性の就労機会の拡大の促進

施策内容	担当課
職業能力向上を図る各種研修の実施、情報提供 ■ 県などの再就職に関する情報を、男女平等推進情報コーナー等で提供します。 ■ 再就職支援セミナーや女性のためのキャリアアップ講座を実施し、女性の能力向上の機会を創出します。 ■ 女性リーダー研修等へ市女性職員を派遣します。	人事課 市民協働課 産業振興課

施策内容	担当課
就労に関する情報の提供と相談の充実 ■ ハローワーク名古屋東と共同で「日進市地域職業相談室」を運営し、情報収集や各種手続きの充実を図ります。 ■ 県内職業訓練校、あいちマザーズハローワークのチラシを設置するとともに、ホームページ等で情報提供を行います。	産業振興課
起業の支援 ■ 女性のための「起業支援セミナー」を実施します。 ■ 起業セミナーや県が行う起業相談窓口、女性起業家資金の周知など、起業支援情報の提供を行います。	産業振興課
事業主等に対する女性の職種・職域拡大の働きかけ ■ ポジティブ・アクション※（積極的改善措置）に関するチラシ等を配布し、周知に努めます。	産業振興課
多様な就業形態や事例、制度等の情報提供 ■ ホームページ等で多様な就業形態（フレックスタイム制、在宅勤務制等）や女性の就労に係わる事例、再雇用制度等についての情報を掲載し、周知に努めます。	産業振興課

※ポジティブ・アクション

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。ただし、実施するには個々の状況に応じて行う必要がある。

施策② 職場における男女平等の推進と意識啓発

施策内容	担当課
雇用の場における男女雇用機会均等法の定着の促進 ■ 愛知労働局やその他関係機関等と連携し、男女雇用機会均等法の周知を図るため、男女雇用機会均等月間にあわせ、関係機関が実施するセミナーの案内チラシや啓発ポスターを掲示します。 ■ 本市職員の人事においては、性別にとらわれることなく積極的に採用・昇任します。また、研修機会についても男女平等に配慮します。	人事課 産業振興課

施策内容	担当課
パートタイム労働法等の周知 ■ パートタイム労働者等の労働条件の向上を促進するため、関係機関と協力して、パートタイム労働法の周知に努めます。	産業振興課
事業主等への「同一価値労働同一賃金」原則の働きかけ ■ 労働相談などを通して、「同一価値労働同一賃金」原則の働きかけを行います。	産業振興課
農業・商工業等自営業における経営への男女平等の促進 ■ 男女が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、あいち尾東農業協同組合、商工会等と連携して意識啓発に努めます。	産業振興課

施策③ ワーク・ライフ・バランス実現のための企業への働きかけ

施策内容	担当課
企業への総労働時間短縮の促進の働きかけ ■ 労働相談の中で、完全週休2日制実施、年次有給休暇の取得促進、1週間あたりの労働時間短縮への周知に努めます。	産業振興課
企業への啓発の実施 ■ 関係機関と協力して、ワーク・ライフ・バランス実現への取り組みや両立支援策などに関するチラシの設置のほか、男女平等推進情報誌などによる情報提供を行います。 ■ 関係機関と協力した活動を通して、両立支援優良企業の取り組みや事業所内保育施設について情報誌等で紹介を行います。	市民協働課 産業振興課
ファミリー・フレンドリー企業*普及の取り組み ■ ファミリー・フレンドリー企業に関するチラシを男女平等推進情報コーナー等に設置するとともに、ホームページや男女平等推進情報誌で情報提供を行います。	市民協働課 産業振興課

※ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の活動を両立できるような制度があり、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のこと。

施策④ 育児・介護休業制度の利用促進

施策内容	担当課
育児・介護休業制度の啓発、広報等による情報提供 ■ 育児・介護休業制度に関して、関係機関と協力して周知に努めるとともに、ホームページや男女平等推進情報コーナー等で情報提供します。 ■ 男女平等推進情報誌で、男性の休業取得体験記や育児・介護休業制度の改正、一般事業主行動計画に関する情報等を掲載し、企業への育児・介護休業取得の啓発を図ります。	市民協働課 産業振興課
市における育児・介護休業制度等の利用促進 ■ 性別に関わりなく、市職員が育児・介護休業制度等を利用しやすい環境の整備に努めます。	人事課

施策の方向

基本目標Ⅲ-2 子育て・介護の環境を整備する

子ども・子育て支援を総合的に推進するために「子ども・子育て関連3法[※]」も整備されるなど、社会全体での支援の必要性が高まっています。性別による固定的役割分担が強調されないよう、介護も含めて男女がともに参画し、家事・子育て・介護の役割を分担できるように、各種情報の提供や講座の開催等の支援を行います。また、子育てや介護によって、働かなくても働けない人や自分らしい生き方を選択できず困難に直面している人などのために、子育て支援サービスや高齢者・障害者に対する福祉サービスの充実を目指します。

施策内容

施策① 男女がともに家事・子育て・介護に参画するための支援（重点推進施策）

施策内容	担当課
家事・子育て・介護は女性という意識を払拭するための意識啓発 ■ 男性の子育てや家事参加を促す講座の開催などを行い、意識啓発に努めます。 ■ 子育て、介護などに関する図書や資料を男女平等推進情報コーナー等に設置し、情報提供を行います。	市民協働課 各課
男女がともに家事をするための支援 ■ 男性も参加しやすい講座等を実施します。 ■ 成人のための料理教室などを実施し、男性の生活面での自立を支援します。	市民協働課 健康課 生涯学習課

※子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）」

施策内容	担当課
男女がともに子育てをするための支援 ■ 家庭教育推進委員会と連携した事業を実施し、地域での子育て支援の充実を図ります。 ■ 県作成の父親向けスマートフォンアプリ（無料）を紹介するとともに、パパママ教室を定期的を実施し、父母ともに妊娠・出産・育児に対する理解を深める機会を創出します。 ■ 地域の子育て情報を、子育て情報誌により定期的に発信します。 ■ 男性や親子を対象にした講座を開催し、子育てに関する学習機会の提供に努めます。 ■ 市内中学校において、中学生と乳幼児とその保護者がふれあう機会を設けます。	市民協働課 健康課 子育て支援課 生涯学習課
男女がともに介護をするための支援 ■ 介護講座の開催日時を工夫し、性別に関わりなく、より多くの方が講座に参加できるように努めます。	地域福祉課

施策② 子育て支援の充実

施策内容	担当課
保育所機能の強化、多様化 ■ 一時保育、長時間保育について、利用ニーズに応じて充実を図ります。 ■ 良好な保育環境の維持や保育需要の多様化に対応するため、既設施設の改修等を行います。 ■ 広報等を通して、保育サービスの事業の周知を図ります。 ■ 乳幼児の保育について、施設の拡充等を図ります。	こども課
病後児保育の充実 ■ 市内医療施設にて、病児・病後児保育を継続的に実施します。	こども課

施策内容	担当課
幼稚園への支援 ■ 幼児教育の充実を図るため、市立幼稚園補助金条例及び規則により、幼稚園に対し補助金を交付します。	こども課
民間保育所の指導・育成・財政援助 ■ 財政支援や連絡調整・指導を行い、民間保育所の質向上のための取り組みを行います。	こども課
認可外保育所の支援 ■ 認可外保育所開設予定者に対し、手続きや補助制度の周知を行うとともに、補助金を交付します。	こども課
放課後子ども教室・学童保育所等の支援 ■ 放課後子ども教室（平成 25 年度より児童クラブから順次移行）・学童保育所等について周知を行うとともに、支援の継続と充実を図ります。 ■ 放課後児童の健全育成のため、小中学校のグラウンドや体育館等を開放します。	子育て支援課 生涯学習課
子育て拠点機能の充実 ■ 子育て支援センターや児童館を地域の子育ての拠点として充実します。	福祉会館 子育て支援課
ファミリーサポートセンターの充実 ■ 育児援助を行いたい人と育児援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動を行うため、にっしん子育て総合支援センター内のファミリーサポートセンターでの支援を継続します。	子育て支援課
相談体制の充実 ■ 家庭児童相談や教育相談等の専門的な相談に加え、地域で気軽に子育てに関する相談ができる体制を充実します。 ■ 保健センターで電話「子育てなんでもコール」や面接等による相談を実施するとともに、ことばの相談や健診時の専門相談を充実します。	健康課 子育て支援課 学校教育課

施策内容	担当課
子育てグループに対する支援 ■ 地域の子育てグループ支援のため、にっしん子育て総合支援センターにて勉強会や意見交換会を実施します。	子育て支援課
託児ボランティア活動に対する支援 ■ 子育て中の母親が講座等に参加しやすいように各種講座等開催の折に託児を依頼し、活動を支援します。	市民協働課 生涯学習課 各課
短期入所生活援助事業の実施 ■ 児童の養育が一時的に困難になった場合、緊急に施設で一定期間保護養育します。 ■ 広報やホームページに掲載し、事業の周知を図ります。	子育て支援課
公共施設における授乳・おむつ替えスペースの確保 ■ 市内の公共施設において授乳及びおむつ替えスペースの設置力所数を拡大します。	財政課 各課

施策③ 高齢者福祉・介護サービスの充実

施策内容	担当課
交流の場や学習機会の提供 ■ 地域コミュニティの形成と健康づくりのために、地域の住民がいつでも気軽に集まり、談話できる「つどいの場」の開設力所数の拡大を図ります。 ■ 地域での交流の場と学習機会を創出するため、老人クラブの活動を支援します。 ■ 幅広い年齢層の方に対し、学習機会を提供するため、市民教室を開催します。	地域福祉課 生涯学習課
就業機会の拡充 ■ 日進市地域職業相談室を活用した高齢者職業相談を実施します。 ■ 高齢者の派遣事業やシルバー人材センターの活動支援を実施します。	地域福祉課 産業振興課
生活の支援の充実 ■ 介護保険制度改正やサービスの申請方法などの周知を行い、必要に応じた施設・在宅サービスが受けられるよう支援します。 ■ ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に生活支援サービスを実施します。 ■ 高齢になっても自立した生活を送るための支援として、料理教室を実施し、内容を充実します。 ■ 災害時要援護者台帳を整備し、地域住民や団体と連携して、平常時の見守りを含めた支援を実施します。	危機管理課 市民協働課 地域福祉課 介護福祉課 健康課
相談体制の充実 ■ 高齢者の生活に関する困りごとや心配ごとの相談体制を充実します。	地域福祉課
介護者のリフレッシュ事業の実施 ■ 介護者が交流できる場を提供し、介護者の心身の健康に繋がります。	地域福祉課

施策④ 障害福祉サービスの充実

施策内容	担当課
生活の支援の充実 ■ 障害福祉サービスの充実に努め、障害者が地域で自立した生活ができるような環境づくりを進めます。 ■ 国・県の制度に基づき手当を支給します。 ■ 災害時要援護者台帳を整備し、地域住民や団体と連携して、平常時の見守りを含めた支援を実施します。	危機管理課 介護福祉課
マンパワーの養成・確保 ■ 障害福祉サービスの充実に必要なボランティアの養成講座を実施するなど人材の養成・確保に努めます。	地域福祉課
相談体制の充実 ■ 障害者相談支援センターにて、相談支援の体制強化・充実に努めます。	地域福祉課
雇用対策の促進 ■ 日進市地域職業相談室を活用し、障害者の雇用対策を図ります。 ■ 尾張東部障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者の福祉就労や一般就労に繋げるための働きかけを行います。	地域福祉課 産業振興課
障害児に対する支援 ■ 障害児に対して、発達段階に応じた適切な支援を行うため、成長段階に応じた療育の充実や、特別支援教育の充実に努めます。	こども課 学校教育課

施策の方向

基本目標Ⅲ-3 女性の生涯にわたる健康づくりを支援する

次世代を担う子どもを安心して産み育てられる環境を整えるとともに、妊娠・出産・育児期など女性の生涯にわたる健康づくりの支援を行います。

また、本市でも高齢化が進んでいることから、若い頃からの健康管理や高齢期の健康づくりなど、どのようなライフステージにおいても、健康で充実した生活をすることができるよう支援の充実に努めます。

施策内容

施策① 妊娠・出産・育児期における健康支援

施策内容	担当課
母親教室、両親学級における母体の保護の普及・啓発 ■ マタニティ教室やパパママ教室の内容を充実し、母体の保護の啓発を行います。	健康課
母子健康手帳交付時の保健指導の実施 ■ 母子健康手帳交付時に妊婦健診やマタニティ教室などの案内や保健指導を行います。	健康課
妊産婦健康診査等の充実 ■ 妊婦健康診査、妊産婦歯科健診を行い、健康診査等の充実を図ります。 ■ 県外受診希望者への費用助成や、妊娠前の夫妻で一般不妊治療を受けた方への治療費助成を行います。	健康課
妊産婦等に対する相談・指導の実施 ■ 電話、面接、家庭訪問による相談指導を随時実施し、妊産婦などに対する支援体制の強化を図ります。 ■ 助産師が直接相談に応じる「ピヨピヨコール」を実施し、相談体制を充実します。	健康課

施策内容	担当課
心身の健康に係わる相談、講座の充実 ■ 育児不安の解消、こころの健康づくりのための各種講座を実施します。	健康課
保健師、助産師等による家庭訪問の実施 ■ 「新生児訪問」や「こんにちは赤ちゃん訪問」等を実施します。	健康課

施策② 生涯を健康に過ごすための支援

施策内容	担当課
健康手帳の交付 ■ 健康手帳交付時に活用方法の説明や保健サービスの紹介を行います。 ■ 40歳以上の方のみではなく、20～39歳の方にも健康手帳を交付します。	健康課
健康診査の充実 ■ 受診しやすい体制を整えるとともに、男女の身体的特性に合わせた健康診査を実施します。 ■ がん検診、成人歯周病歯科検診や生活習慣病予防のための特定健康診査などを継続して実施します。	保険年金課 健康課
健康相談・健康教育の充実 ■ メタボリックシンドロームや心の健康に関する相談や情報提供を行います。	健康課
訪問指導の充実 ■ 健康診査後生活習慣の見直しが必要な方等に訪問を行い、相談や状況確認を行います。	健康課

施策内容	担当課
健康づくり活動の推進・支援 ■ 高齢者を対象に定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）の実施及び肺炎球菌ワクチン接種費の助成をします。 ■ 「おたっしゃハウス」「コミュニティサロン」等で体操教室などを実施し、高齢期の健康づくりを支援します。 ■ 体力維持や健康増進の指針としてもらうため、市民体力テストを実施します。	健康課 福祉会館 生涯学習課
介護予防、閉じこもり防止の推進 ■ 運動器の機能向上事業や栄養改善事業、転倒予防教室等、高齢者の介護予防事業を充実します。 ■ 地域サロンで定期的に健康相談や情報提供を行います。	地域福祉課 健康課

施策の方向

基本目標Ⅲ－４ さまざまな困難を抱えている人を支援する

ひとり親家庭においては、特に離婚直後や子どもが幼い場合、家事や子育てを分担することができず、仕事への従事に制約を受け、結果として経済的に自立が困難になるケースが目立ちます。生活のためのさまざまな情報提供を行うとともに、経済的な支援を行い、安定した生活を送ることができるよう支援します。

また、国の平成２７年労働力調査においても、非正規職員・従業員における女性の占める割合はいまだ多くなっているほか、失業者についても男女問わず今後増えていくことも懸念されています。一度職を離れると、再び正規雇用されることが困難になるケースが予測されることから、経済的な支援だけでなく職業相談等、自立に向けた支援の充実に努めます。

施策内容

施策① ひとり親家庭への支援

施策内容	担当課
生活の支援の充実 ■ 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立支援の相談を実施します。 ■ ひとり親家庭が日常生活を営むのに支障が生じている場合、家庭生活支援員による援助業務を行います。 ■ 広報やホームページ等でひとり親家庭を対象としたサービスの情報提供を行います。	子育て支援課
経済的支援の充実や見直し ■ 母子・父子家庭等を対象として、市・県遺児手当及び児童扶養手当を支給します。 ■ 経済的に自立が困難なひとり親家庭を対象とした母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知を図ります。 ■ １８歳の年度末までを対象に、ひとり親家庭等医療費助成を行います。	保険年金課 子育て支援課

施策内容	担当課
ひとり親家庭の就労支援 ■ 無料就業支援講習会の案内や未職登録及び求人情報を提供します。 ■ 母子・父子家庭等の母又は父が安定した職業に就くことを容易にするために資格取得を目指す場合、自立支援教育訓練給付金等を支給します。	子育て支援課

施策② 就職支援の充実

施策内容	担当課
相談体制の充実 ■ 失業者や非正規職員・従業員に対して、「日進市地域職業相談室」で就労に関する情報の提供や職業相談を行います。	産業振興課

施策③ 生活保護相談及び支援の充実

施策内容	担当課
生活困窮者への支援 ■ 生活困窮者に対して、生活保護等に関する相談や情報提供を行います。また、生活保護受給者に対しては自立に向けた支援を行います。	地域福祉課

施策の方向

基本目標Ⅲ－５ 防災・復興分野での男女共同参画を促進する

平成７年の阪神・淡路大震災や平成２３年の東日本大震災等の大規模な災害の経験によって、平常時から防災・復興に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が高まっています。

防災・復興分野の取り組みにおいて、積極的な女性の参画を推進するとともに、研修や講座等を通じて、防災・復興分野での男女共同参画の推進に努めます。

施策内容

施策① 防災・復興分野における男女共同参画の推進

施策内容	担当課
自主防災組織への男女共同参画の支援 ■ 自主防災組織に積極的に女性が参画できるよう情報提供を図るとともに、男女共同参画の重要性を啓発します。	危機管理課 市民協働課
女性を含めた防災リーダーの育成支援 ■ 女性を含めた地域防災リーダーの育成支援のため、研修や各種講座、情報提供を充実します。	危機管理課 市民協働課

施策② 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

施策内容	担当課
避難所運営等の充実 ■ 自主防災組織や市民が防災に関する意識を高め、災害時にも適切な対応がとれるよう、研修会や講座を開催します。 ■ すべての人が避難所で過ごしやすい環境になるよう、備蓄品や設備の充実に努めます。 性犯罪の防止の取り組み（再掲） ■ 避難所における性犯罪防止のための良好な環境を確保します。	危機管理課 市民協働課 生活安全課

基本目標Ⅳ

計画を推進する体制づくり

本プランの理念の実現には、市民をはじめとした各種団体等と連携し、さまざまな取り組みを行っていく必要があります。そのためにも、各種団体等が活動するための環境の整備や活動支援を継続的に行っていくことが必要です。

また、本プランは横断的な性格を持っていることから、全職員に対する男女平等に関する意識啓発を行うとともに、男女平等推進に関する庁内会議等の定期的な開催など、関係各課が連携して施策を推進していけるように、体制の充実に努めます。

なお、本プランについては、毎年実施状況についての報告書を作成し、附属機関である男女平等推進審議会における客観的な評価等を通じて、課題の抽出や改善策の検討を行いながら、推進に努めていきます。

施策の方向

基本目標Ⅳ-1 関係団体との連携を強化する

本プランに掲げるさまざまな取り組みを充実させるため、市民活動団体等との連携の強化に努めるとともに、男女平等推進のための拠点機能の充実等を通して、市民活動団体が活動しやすい環境づくりに努めます。

施策内容

施策① 市民・関係団体との連携の強化

施策内容	担当課
イベントのためのスタッフの募集 ■ 男女平等に関するイベント等の開催時において、各関係団体に企画段階からの参加を促すとともに、新たな参加団体の募集を行います。	市民協働課
関係団体等との連携による事業の実施 ■ 男女平等を推進する市民活動団体等と連携して、講座等の事業を実施します。	市民協働課

施策② 活動場所の整備

施策内容	担当課
男女平等推進のための拠点機能の整備 ■ 男女平等推進情報コーナー等を充実させ、拠点機能の強化を図ります。	市民協働課
関係団体等の打合せスペースの確保 ■ にぎわい交流館において、会議室の貸し出しや男女平等推進情報コーナーの開放を行います。	市民協働課
男女平等関連データベースの利用環境の整備 ■ ホームページで男女平等推進関連情報や図書等の紹介を行います。	市民協働課

施策の方向

基本目標Ⅳ-2 庁内の体制強化・意識改革を図る

本プランのPDCA（計画 - 実施 - 評価 - 改善検討）サイクルを確立するため、男女平等推進審議会や男女平等推進に関する庁内会議を通して進捗状況を定期的に把握し、課題点・改善点の検討を行います。

また、庁内での男女平等の推進を図るため、研修や情報提供等を通して職員の意識啓発を図ります。

なお、次期プランの策定時には、施策内容等についての見直しの資料とするため、本市の男女平等意識の現状と進捗を把握する市民意識調査を実施します。

施策内容

施策① 推進体制の充実

施策内容	担当課
男女平等推進審議会の開催 ■ 審議会を定期的に開催し、男女平等の推進に関する重要事項について調査、審議を行います。	市民協働課
男女平等推進に関する会議の開催 ■ 男女平等推進に関する庁内会議を開催し、プランに関する関係各課の進捗状況の把握等を行います。	市民協働課
男女平等推進苦情処理委員会議の開催 ■ 男女平等に関する施策についての苦情に対応するため、必要に応じて苦情処理委員会議を開催します。 ■ イベント等の折にパンフレットを配布し、苦情処理制度の周知を図ります。	市民協働課

施策内容	担当課
市職員への研修・情報提供の充実 ■ 職員に対し男女平等に関する研修等を行い、男女平等意識の啓発を図ります。 ■ 男女平等推進に関する庁内会議や審議会などを通して、各課においても男女平等について配慮するように啓発を行います。	人事課 市民協働課
次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 ■ 職員に対し計画の周知を行い、推進に努めます。	人事課
女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 ■ 職員に対し計画の周知を行い、推進に努めます。	人事課

施策② 推進状況の確認と市民意識調査の実施

施策内容	担当課
プランの推進状況の把握 ■ プランの推進状況を的確に把握し客観的に評価するため、関係各課へのヒアリングを行い、推進状況を審議会へ報告します。 ■ 数値目標と実績値の比較を行い、客観的に進捗状況を把握します。	市民協働課
市民意識調査の実施 ■ 次期プランの策定時には、施策内容についての検討資料とするため市民意識調査を実施します。	市民協働課

資料編

資料編

1 男女平等をめぐる社会動向(年表)

年	世界	日本	愛知県	日進市
1975 年 (昭和 50 年)	・第 1 回国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・世界行動計画採択	・婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議を設置(総理府)		
1976 年 (昭和 51 年)			・青少年婦人室、婦人問題懇話会を設置(総務部)	
1977 年 (昭和 52 年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館(国立女性教育会館)設置		
1979 年 (昭和 54 年)	・女子差別撤廃条約採択(第 34 回国連総会)			
1980 年 (昭和 55 年)	・第 2 回国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン)			
1981 年 (昭和 56 年)		・国内行動計画後期重点目標策定		
1985 年 (昭和 60 年)	・第 3 回世界会議(ナイロビ)	・女子差別撤廃条約批准		
1986 年 (昭和 61 年)		・男女雇用機会均等法施行		
1987 年 (昭和 62 年)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定		
1989 年 (平成元年)			・愛知女性プラン(女性行動計画)策定	
1990 年 (平成 2 年)	・国連経済社会理事会(国連婦人に関する地位委員会)			
1991 年 (平成 3 年)		・新国内行動計画第一次改訂 ・育児休業法公布	・青少年婦人室を青少年女性室に改称	
1994 年 (平成 6 年)		・男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部を設置(総理府)		
1995 年 (平成 7 年)	・第 4 回世界女性会議(北京)	・育児休業法改正(介護休業制度の法制化)		
1996 年 (平成 8 年)		・男女共同参画 2000 年プラン策定	・(財)あいち女性総合センター(ウィルあいち)設置	

年	世界	日本	愛知県	日進市
1997 年 (平成 9 年)		・男女雇用機会均等法改正	・あいち男女共同参画 2000 年プラン策定	青少年女性担当設置 (教育委員会社会教育課)
1999 年 (平成 11 年)		・男女共同参画社会基本法公布、施行		・男女共同参画プラン策定委員会、男女共同参画事業推進委員会の設置 ・男女平等に関する市民意識調査実施
2000 年 (平成 12 年)	・第 5 回世界女性会議開催(ニューヨーク)	・介護保護法施行 ・男女共同参画基本計画策定		男女共同参画担当設置 (市長公室政策推進課)
2001 年 (平成 13 年)		・男女共同参画会議、男女共同参画局の設置(内閣府) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	・あいち男女共同参画プラン 21 策定	・男女共同参画プラン策定 ・日進市男女共同参画推進懇話会、男女共同参画推進会議の設置
2003 年 (平成 15 年)		・次世代育成支援対策推進法、少子化対策基本法の公布、施行		
2004 年 (平成 16 年)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正		・担当部署を市長公室市民交流課に変更
2005 年 (平成 17 年)	・第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)	・育児・介護休業法改正 ・第 2 次男女共同参画基本計画策定 ・女性の再チャレンジ支援プラン策定		・男女共同参画推進条例検討委員会設置 ・男女平等に関する市民意識調査実施
2006 年 (平成 18 年)		・女性の再チャレンジ支援プラン改定 ・男女雇用機会均等法改正	・あいち男女共同参画プラン 21 改定	・担当部署を市民環境部市民交流課に変更
2007 年 (平成 19 年)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定		・日進市男女平等推進条例施行 ・日進市男女平等推進審議会、日進市男女平等推進苦情処理委員の設置 ・日進市男女平等推進プラン策定 ・事業所実態調査実施

年	世界	日本	愛知県	日進市
2009 年 (平成 21 年)	・第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」 (ニューヨーク)	・育児・介護休業法改正		・市民協働課に課名変更 ・男女平等に関する市民意識調査実施
2010 年 (平成 22 年)		・第 3 次男女共同参画基本計画策定	・あいち はぐみんプラン策定	・第 2 次日進市男女平等推進プラン策定
2011 年 (平成 23 年)	・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関 (UN ウィメン) 発足		・あいち男女共同参画プラン 2011-2015 策定	
2012 年 (平成 24 年)	・自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議案採択			
2013 年 (平成 25 年)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正 ・日本再興戦略中核に女性の活躍		
2014 年 (平成 26 年)		・日本再興戦略改定 2014 閣議決定 ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置	・男女共同参画課設置 (県民生活部)	・男女平等に関する市民意識調査実施
2015 年 (平成 27 年)	・第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」 (ニューヨーク)	・日本再興戦略改定 2015 閣議決定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定 ・第 4 次男女共同参画基本計画策定		
2016 年 (平成 28 年)			・あいち男女共同参画プラン 2020 策定	・第 2 次日進市男女平等推進プラン改定 (中間見直し)

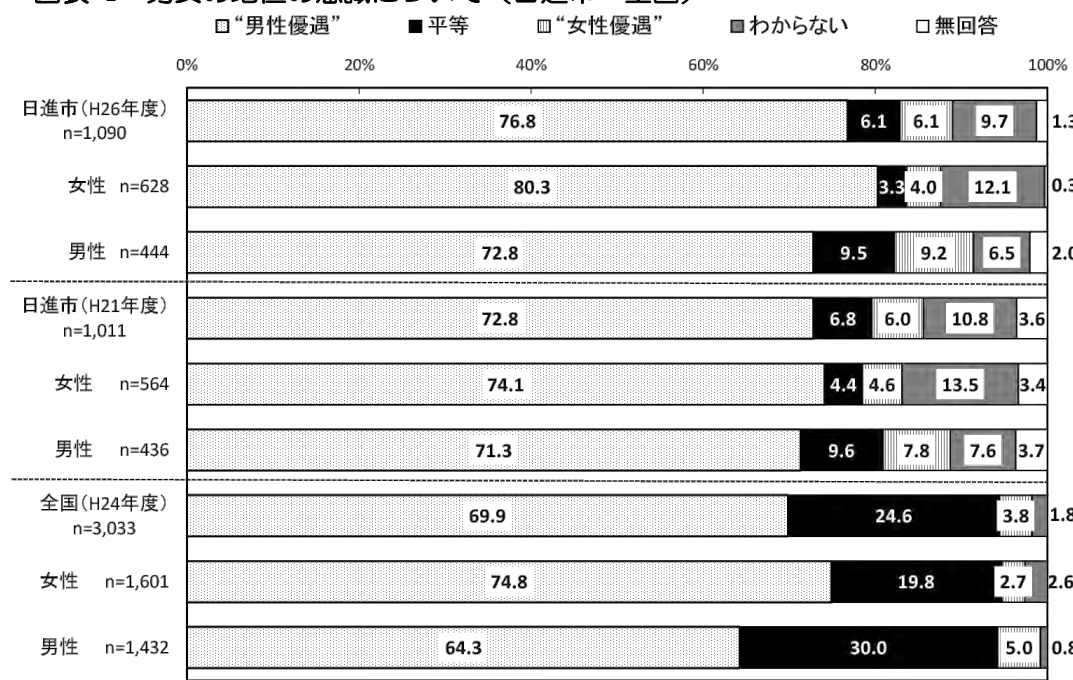
2 市民意識調査の結果(平成 26 年度調査より抜粋)

1 男女の地位の意識について

男女の地位の意識についてみると、平成 26 年度において、女性で“男性優遇”¹と回答している人が 80.3%となり、平成 21 年度の 74.1%よりも 6.2 ポイント多くなっています。また、「平等」と回答している人は平成 26 年度は 6.1%で、全国の 24.6%よりも 18.5 ポイント少なくなっています。

男女の地位の意識について、「平等」と回答した割合は平成 21 年度と比べて大きく変わっておらず、引き続き男女平等意識の推進が必要です。

図表 1 男女の地位の意識について（日進市・全国）



資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）
「男女平等に関する市民意識調査 平成 21 年度」（日進市）
「男女共同参画社会に関する世論調査 平成 24 年度」（全国）²

¹ “男性優遇”（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）
“女性優遇”（「女性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）

² 全国調査結果では「無回答」は集計対象から除外している

2 分野別における男女の地位の意識について

男女の地位の意識を分野別にみると、「学校教育の場」と「地域活動の場」においては、「平等」と回答している割合が高くなっているのに対し、それ以外の項目では“男性優遇”の回答割合が高くなっています。なかでも「政治の場」と「社会慣習やしきたり」においては、全国と同様に7割を超える高い数値となっています。

さらには、全ての項目において、「平等」と回答した人が全国を下回るなか、「家庭生活」では23.3ポイント、「地域活動の場」では16.1ポイント少なくなっています。

図表 2 分野別における男女の地位の意識について（日進市・全国）

(%)

		“男性優遇”	平等	“女性優遇”	わからない	無回答
(H26年度) 日進市 (n=1,090)	A 家庭生活	53.2	23.7	10.7	8.2	4.3
	B 学校教育の場	16.3	58.5	3.3	17.0	5.0
	C 職場	66.9	17.3	3.7	7.9	4.1
	D 地域活動の場	31.1	36.0	10.7	17.4	4.8
	E 法律や制度上	41.9	31.7	6.3	15.8	4.4
	F 政治の場	77.2	9.3	1.3	7.8	4.5
	G 社会慣習やしきたり	74.9	10.0	2.0	8.8	4.4
(H24年度) 全国 (n=3,033)	家庭生活で	43.2	47.0	7.4	2.3	—
	学校教育の場で	13.4	67.0	3.7	15.8	—
	職場で	57.7	28.5	4.7	9.2	—
	自治会やNPOなどの地域活動の場で	33.4	52.1	7.0	7.6	—
	法律や制度の上で	38.2	45.4	7.3	9.0	—
	政治の場で	74.0	18.6	1.2	6.3	—
	社会通念・慣習・しきたりなどで	70.3	21.4	3.5	4.7	—

資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）

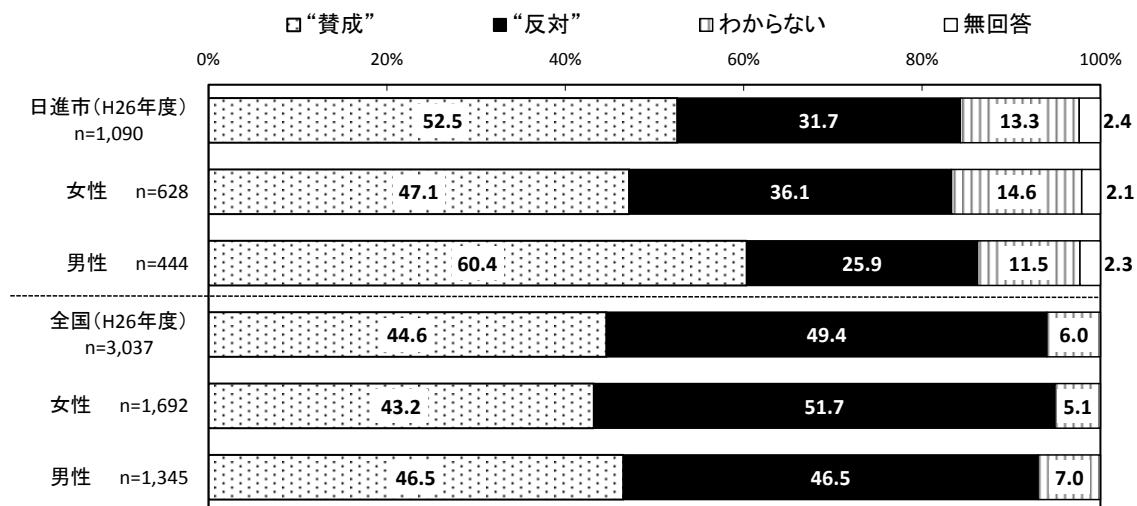
「男女共同参画社会に関する世論調査 平成 24 年度」（全国）

3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてみると、“反対”³と回答している人は全国の約5割に対して約3割となっています。

特に、男性では“賛成”³と回答している人が6割を占め、性別による固定的役割分担意識が依然として根強いことが分かります。こうした意識が女性の社会参画の障壁とならないよう、意識の改善に向けた働きかけを強める必要があります。

図表 3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（日進市・全国）



資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）
「女性の活躍推進に関する世論調査 平成 26 年度」（全国）⁴

³ “賛成”（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）

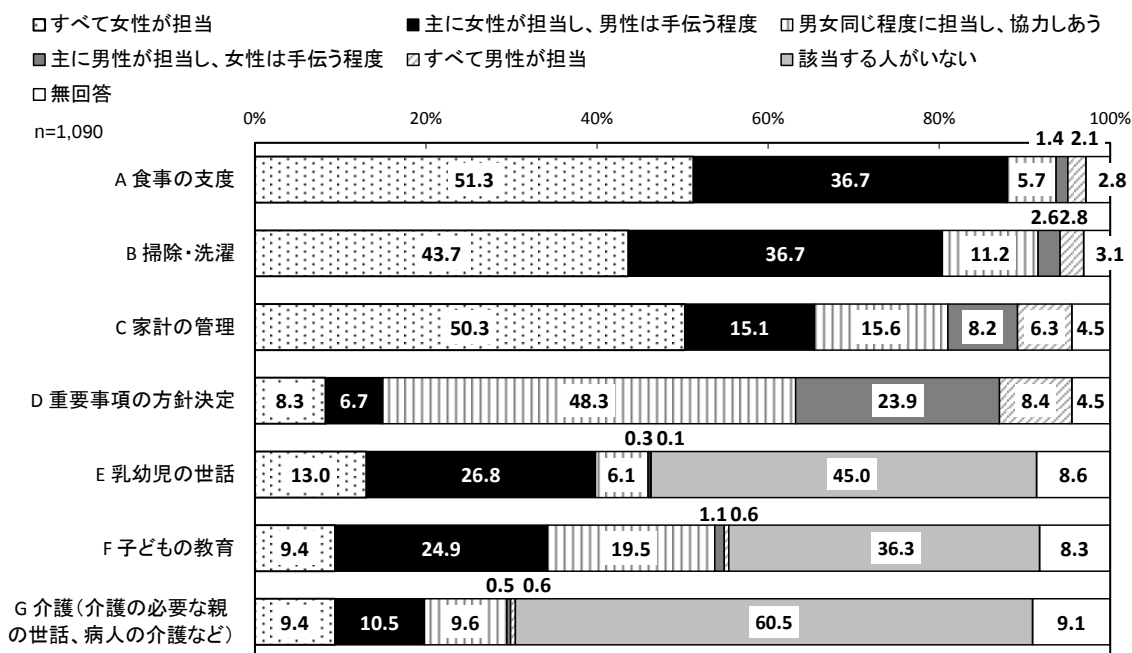
“反対”（「反対」＋「どちらかといえば反対」）

⁴ 全国調査結果では「無回答」は集計対象から除外している

4 家庭での役割分担について

家庭での役割分担についてみると、「重要事項の方針決定」については48.3%が「男女同じ程度に担当し、協力しあう」となっていますが、それ以外の全ての項目では“女性が分担している”⁵割合が高くなっています。特に高い割合となっているのは「食事の支度」や「掃除・洗濯」で、80%を超えています。日常生活の中でも、男女がともに参画する意識の啓発を促すことが必要です。

図表 4 家庭での役割分担について（日進市）



資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）

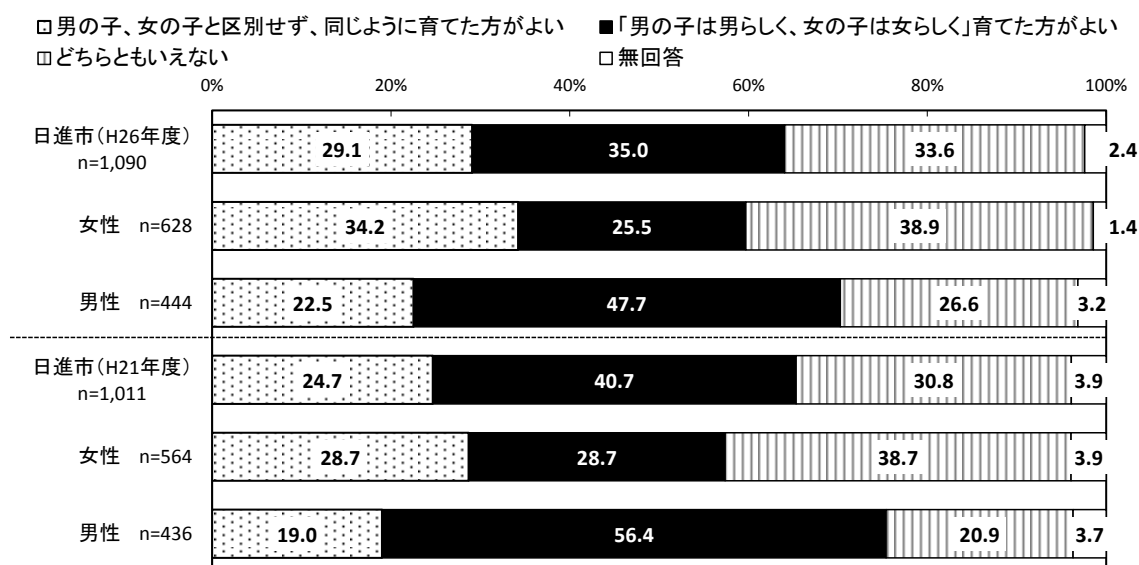
⁵ “女性が分担している”（「すべて女性が担当」＋「主に女性が担当し、男性は手伝う程度」）
 “男性が分担している”（「すべて男性が担当」＋「主に男性が担当し、女性は手伝う程度」）

5 子どもの育て方について

子どもの育て方についてみると、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てた方がよい」という考え方について、女性の25.5%に対して男性は約5割がそう感じています。

育て方に関する固定的な考え方は、前回調査からやや減少していますが、男女間の意識の違いは依然として大きく、引き続き男女平等意識の推進が必要です。

図表 5 子どもの育て方について（日進市）



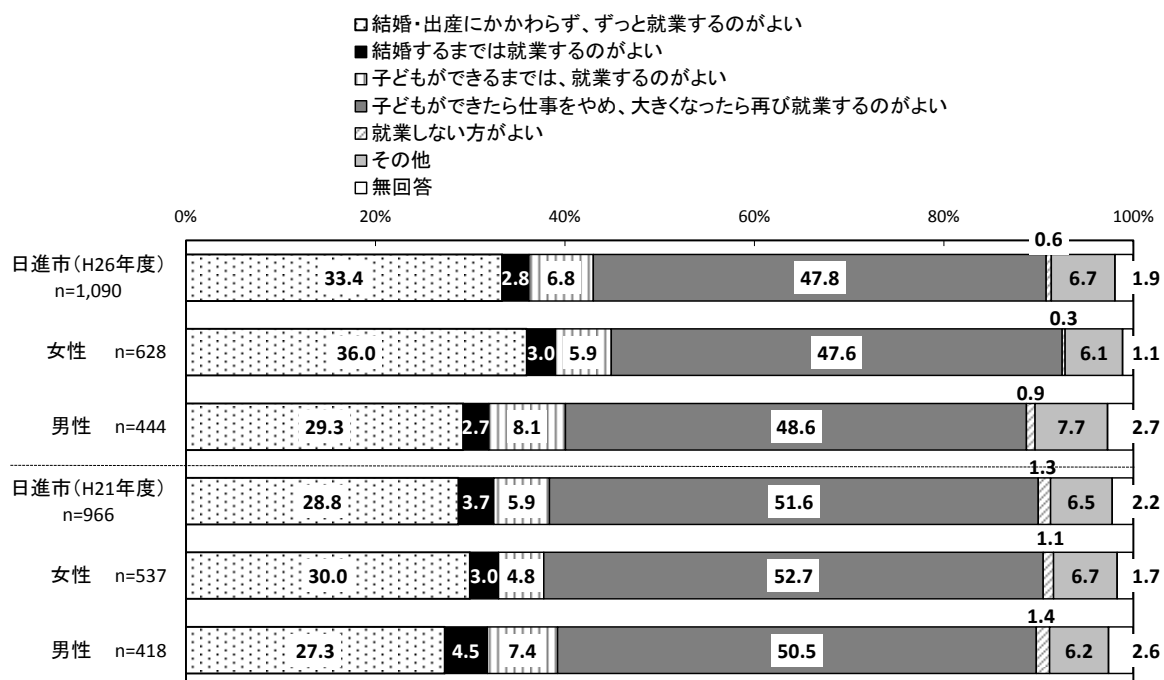
資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）
 「男女平等に関する市民意識調査 平成 21 年度」（日進市）

6 女性が就業することについて

女性が就業することについてみると、全体で「結婚・出産にかかわらず、ずっと就業するのがよい」が3割を超え、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び就業するのがよい」が5割を下回る結果となり、女性の就業のあり方についての考え方が、わずかながら変わってきています。

今後、女性の参画拡大に向けた取り組みが社会全体でも進められるなか、男女がともに活躍できる就労環境となるよう、働きかける必要があります。

図表 6 女性が就業することについて（日進市）



資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）
「男女平等に関する市民意識調査 平成 21 年度」（日進市）⁶

⁶ 平成 21 年度調査については、選択肢「わからない」を除く

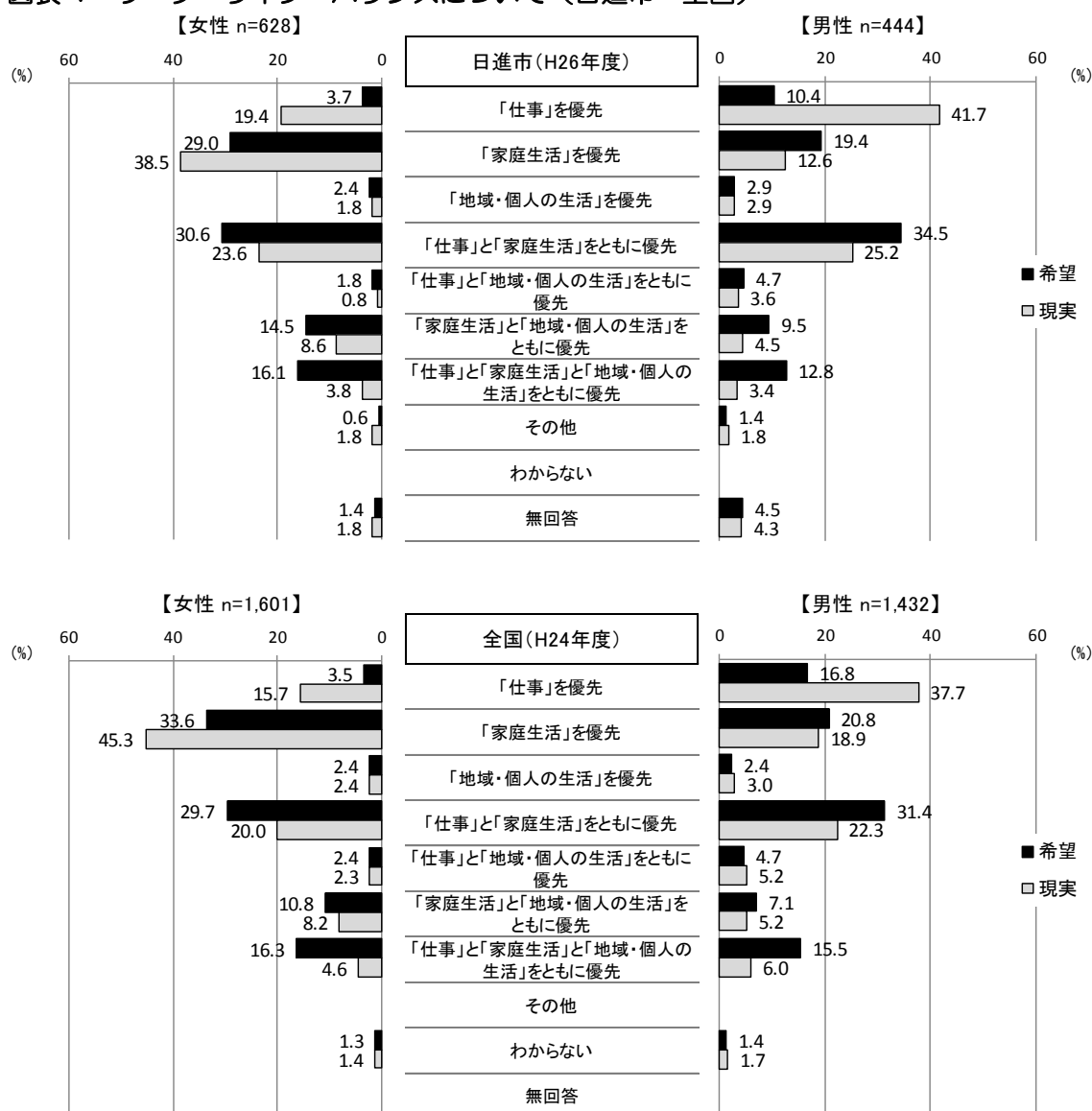
7 ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についてみると、男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先」したいという希望が多くなっています。

しかし、現実をみると、女性では「家庭生活」が、男性では「仕事」が優先となっており、全国とほぼ同じような傾向となっています。

男女がともに仕事や家庭で協力し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが必要です。

図表 7 ワーク・ライフ・バランスについて（日進市・全国）

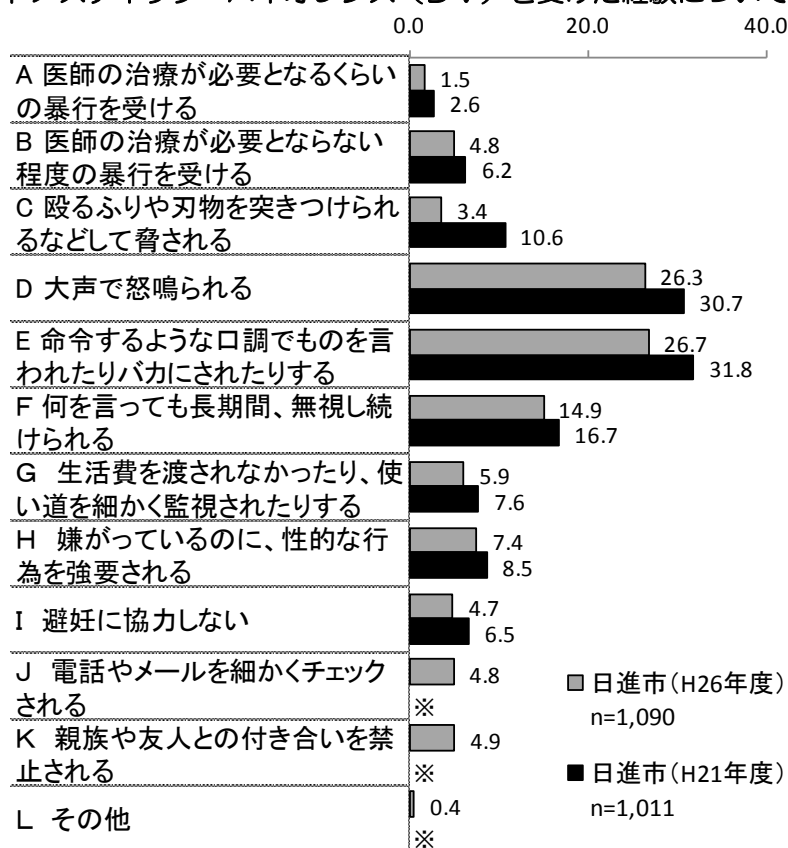


資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）
「男女共同参画社会に関する世論調査 平成 24 年度」（全国）

8 ドメスティック・バイオレンス（DV）について

DVについてみると、“経験がある”⁷と回答した人の内容としては「命令するような口調でものを言われたりバカにされたりする」（26.7%）が最も多く、次いで「大声で怒鳴られる」（26.3%）、「何を言っても長期間、無視し続けられる」（14.9%）と続いています。

図表 8 ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験について（日進市）



資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）
 「男女平等に関する市民意識調査 平成 21 年度」（日進市）

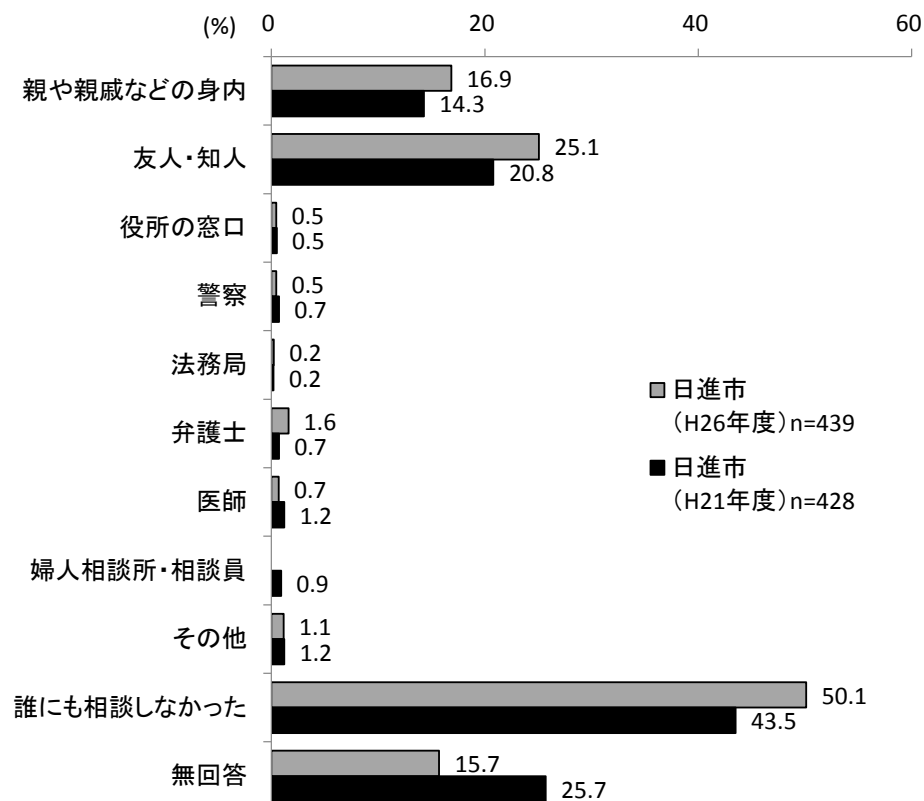
⁷ “経験がある”（「何度もある」＋「1，2度ある」）
 グラフ中※ 平成 21 年度の調査項目なし

DVについての相談先では、「友人・知人」(25.1%)が最も多く、次に「親や親戚などの身内」(16.9%)となっています。

一方で、誰にも相談していない人が半数を占め、その理由としては、「相談するほどのことでもないと思った」(65.0%)、「自分にも悪いところがあると思った」(28.6%)、「相談しても無駄だと思った」(17.7%)、「自分さえ我慢すればいいと思った」(15.0%)となっており、前回調査から大きく変わっていない状況となっています。

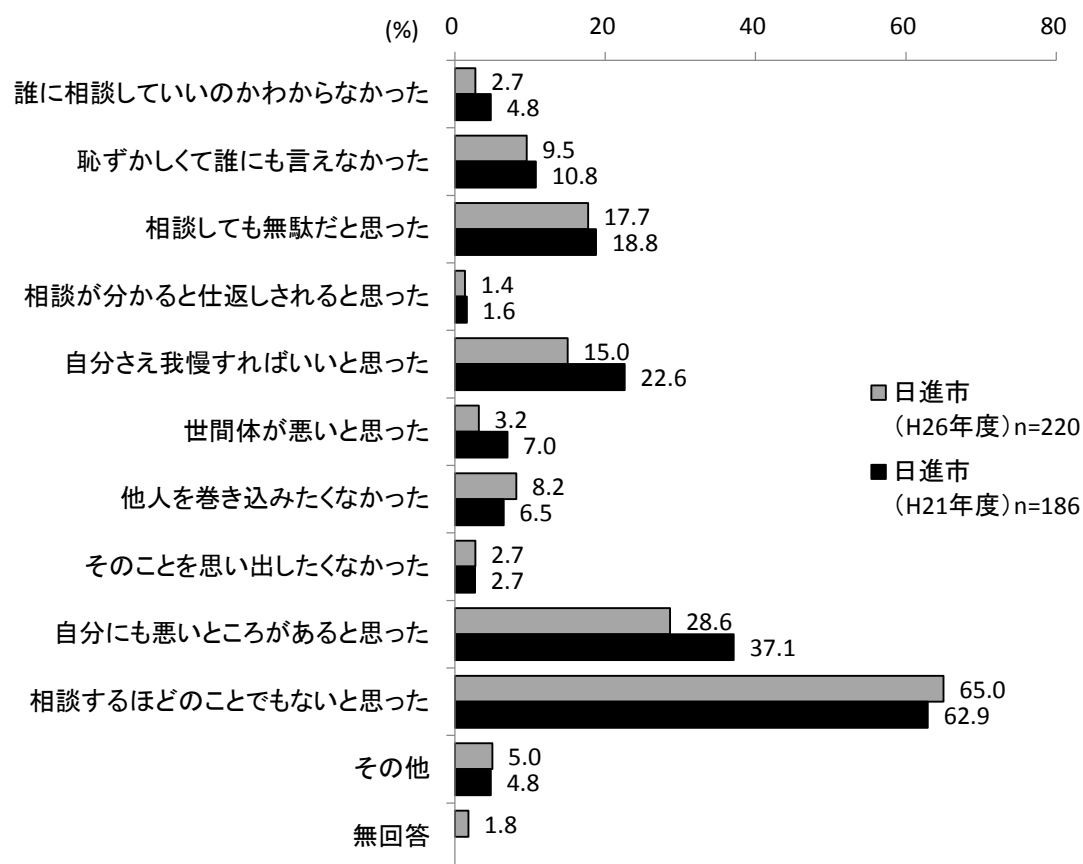
こうしたことから、DVについての周知のほか、早期に相談できる体制を整えるなど、DV防止対策や支援の充実が必要となります。

図表 9 DVについての相談先(日進市)



資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」(日進市)
「男女平等に関する市民意識調査 平成 21 年度」(日進市)

図表 10 相談しなかった理由



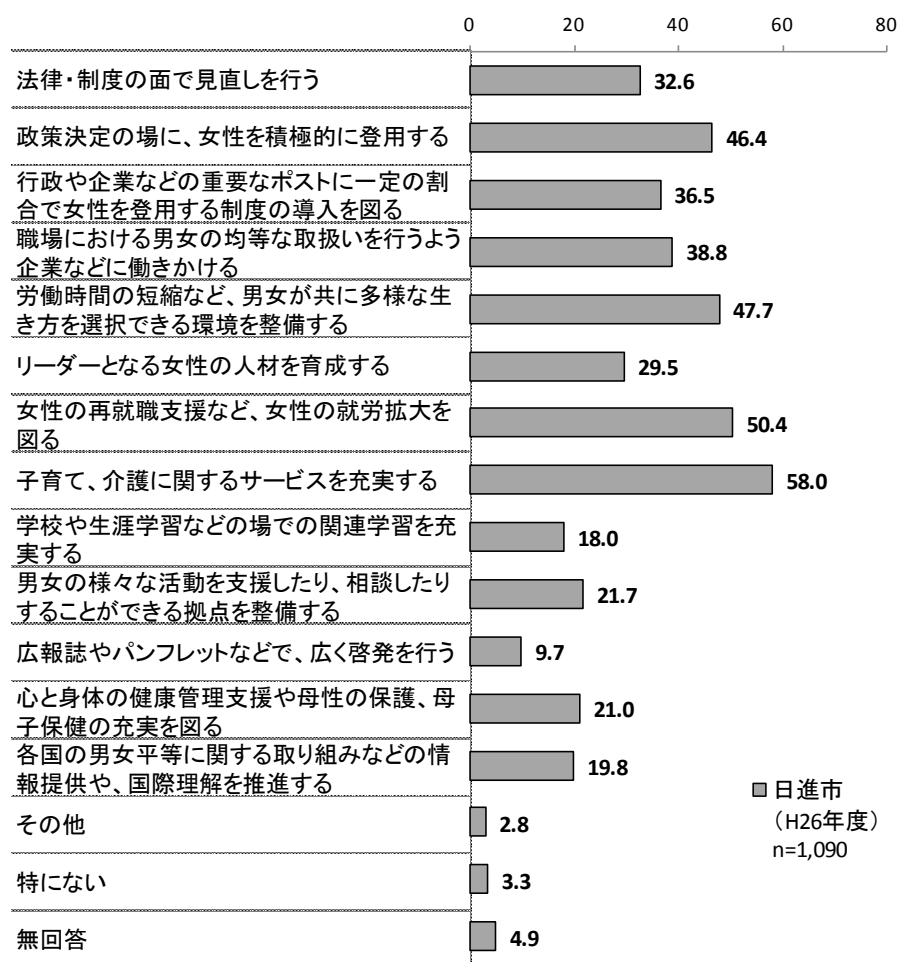
資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）
「男女平等に関する市民意識調査 平成 21 年度」（日進市）

9 行政が力を入れていくべきことについて

今後、行政が力を入れていくべきことについてみると、「子育て、介護に関するサービスを充実する」が58.0%と最も多く、次いで「女性の再就職支援など、女性の就労拡大を図る」(50.4%)、「労働時間の短縮など、男女が共に多様な生き方を選択できる環境を整備する」(47.7%)、「政策決定の場に、女性を積極的に登用する」(46.4%)となっています。

男女平等な社会の実現に向け、本プランのより一層の推進に努める必要があります。

図表 11 行政が力を入れていくべきことについて（日進市）



資料：「男女平等に関する市民意識調査 平成 26 年度」（日進市）